

WordPress 4.9.6 が利用可能です！ [今すぐ更新してください](#)。



Action required: You've installed Shareaholic for WordPress. We're ready when you are.

[Get started now »](#)

コメント

“四季の移ろい” の検索結果

Akismet が障害を検知しました。

一部のコメントが Akismet のスパムチェックを通されていません。一時的に承認待ち状態になっており、後ほど自動的に再チェックされます。

[Akismet の設定](#)を確認して、問題が継続するようであればウェブホストにご確認ください。

NGFB Note

You are using PHP version 5.3.3 — [this PHP version is outdated, unsupported, insecure](#) and may lack some important features. If possible, please update to the latest PHP stable release (or at least version 5.6). This notice may be dismissed for 1 か月.

✕ Dismiss

すべて (14,332) | [承認待ち](#) (6,808) | [承認済み](#) (7,524) | [スパム](#) (0) | [ゴミ箱](#) (0)

四季の移ろい

コメントを検索

一括操作 ▼

適用

すべてのコメントタイプ ▼

絞り込み検索

スパムチェック

374個の項目

«

<

12

/ 19

>

»

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
☐  四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.232.195	ひえー！しかもすみません！↑日 スパムチェック待ち 弁連さん①記事にするつもりが②に投稿してしまいました！ごめんなさい！すみません！(四季の移ろい)	1935 諸悪の根源日弁連② 投稿を表示 	2017年10月 16日 12:13 AM
☐  四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.232.195	余命さん、初回投稿ご担当のスタッフさん、スタッフのみなさんすみません泣。 またクッキー無効にしてみました、投稿届いていますか。本当すみません泣。しかもあちこちイベントお祭りに行ってて、まだ決定書コピー取ってなくてお送りしていませんすみません泣。明日明後日位には何とか...すみません泣。(四季の移ろい) 承認する 返信 クイック編集 編集 スパム ゴミ箱へ移動	1935 諸悪の根源日弁連② 投稿を表示 	2017年10月 16日 12:10 AM
☐  四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-	(余命さん、初回投稿チェックご スパムチェック待ち 担当のスタッフさん、スタッフのみなさん再々々々々投稿です。法の条文のつながり云々の箇所他、所々ち	1934 諸悪の根源日弁連① 投稿を表示	2017年10月 16日 12:05 AM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時



まちま直しました。文字また少し増えました。情報の消化と抽出能(脳)力が一切無くてすみません。これで
もう最後です泣。ひたすらありがとうございました
泣。)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。続きです。宜しくお願い致します。

★「(2) 国籍を喪失させられない権利（憲法13条, 世界人権宣言15条2項, 子どもの権利条約8条1項）

ア 国籍法 12 条の性質について

国籍留保・喪失制度を定める国籍法12条が、同法2条1号又は2号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき、国籍を喪失させられない権利を侵害するのではないかが問題となる。そこで、その前提として国籍法12条が生来的国籍取得を制限したものか、一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものかが問題となる。」

👉 国籍法第十二条は「生来的国籍取得を制限」か「一旦取得した国籍を事後的に喪失」かを考えました。

☆ 国籍法第二条↓

『（出生による国籍の取得）

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。

三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。』(e-Gov法令データより)

👉 1号2号の条文は、父or母の条件を満たせば、出生時に日本国民となる条文ですね。出生届で効力(日本国籍取得)が発生します。→①

☆国籍法第十二条↓

『第十二条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』（e-Gov法令データより）

👉 条文の前半。

『出生により』→つまり出生が要因？原因？で、外国籍を取得した国外生まれの日本国民→出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民、ですね。出生届で効力(日本国籍取得)が発生します。→②

(外国籍側への出生届はその国ごとのやり方があると思いますが、日本への届出においては上記で良いと考えました。)

続いて『日本の国籍を留保する意思を表示』＝留保届は、期限内に届出の出来る者が、出生届と一緒に届出(戸籍法第百四条)。

(届出の出来る者=嫡出子は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母。)

条文の後半。

出生届と一緒に留保届で、その後22歳になる前までに
お子さんによる日本国籍or外国籍の選択(=日本側か

ら見て重国籍の解消)が出来る様になります(国籍法第十四条・国籍の選択)。

こちら含めて出生届で効力(国籍留保)が発生します。

→③

しかし出生届と一緒に留保届をしなかった場合、条文通り『その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』👉

☆「さかのぼる(遡る)とは→①水の流れにさからって進む。上流へ進む。②過去や根源となる事柄にもどる。」(コトバンクより)

👉 留保届をしなかった結果、根源となる事柄である『出生の時』にもどって日本国籍を失う。

結果、出生時に日本国籍を失う。て事ですね。

やはり出生届で効力(国籍喪失)が発生します。ただし親御さんが留保届をせず国籍を喪失しても、20歳未満で日本に住所があれば、再取得の手続きが出来ます(国籍法第十七条・国籍の再取得)。→③

まとめると👉

①出生届で、出生時に日本国民(日本国籍取得)。

②出生届で、出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民(日本国籍取得)。

③上記出生届と一緒にの届出で、出生時に国籍留保。その後国籍選択。

③または出生届と一緒に留保届をせず結果、出生時に国籍喪失。

ただし条件を満たせば、再取得可能。

👉 一回の出生届で①第二条と②③第十二条の国籍取得、留保or喪失の効力が「同時」に発生します。そして効力の起点は全て「出生時」です。

時間差は無いと考えました。

ですから「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるもの」では無いと思いました。時間差が無いですから。そして「国籍法12条が生来的国籍取得を制限したもの」だとも思いました。取得したけど喪失もした。取得の効力を、同時発生喪失の効力で抑えた。更に喪失したけど再取得可能の余地。

だから「国籍法12条が、同法2条1号又は2号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき、」とは解しませんでした。

☆☆☆☆☆

以下念の為。

☆日本国憲法第十三条↓

『第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』(e-Gov法令データより)

☆世界人権宣言第十五条↓

『第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。』(外務省ホームページより)

👉 日弁連さんが仰るのは2項ですね。

因みに『世界人権宣言』には法的効力は無いそうです。👉

☆『世界人権宣言は、各国政府が達成すべき共通の基準と考えられ、法的拘束力を持つもの ではありませんが、さまざまな国連の活動において、この宣言の中の文言が引用されることが少なくなく、また、国際人権規約をはじめ国連が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中でも再確認され、引用され、言及されています。』(外務省ホームページの世界人権宣言コーナー？にあった『「世界人権宣言と国際人権規約」世界人権宣言60周年にあたって』のはじめの文です。)

☆「世界人権宣言とは→1948年 12月 10日、国際連合第3回総会で採択された宣言。前文と本文 30カ条から成る。法のもとの平等、身体 の安全、思想・良心・宗教の自由、表現の自由、集会・結社の自由、生存権などが、全国家、人民の「達成すべき共通の基準」であることがうたわれている。もっともこの宣言は、条約とは異なり加盟国に対し法的拘束力をもたない点で限界がある。この点、66年に国連第 21回総会で採択され、76年に発効した国際人権規約は、加盟国に対し法的拘束力をもつもので、その具体的な展開が注目されている。」(コトバンクより)

☆児童の権利に関する条約第八条↓

『第8条

1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。』(外務省ホームページより)

👉 こちらは1項ですね。

☆☆☆☆☆

★「この点に関して、2015年最高裁判決の一審である東京地判2012年3月23日（判時2173号28頁）は、国籍法12条は「出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う」と規定していること、1984年改正時における立案担当者の説明などを根拠に、国籍法12条は国籍の生来的取得を制限する規定であると解している。」

👉 上の解釈により自分もそう思いました。

★「しかし、出生による国籍取得（国籍の生来的取得）については、国籍法2条に規定があるところ、同条によれば、出生地や外国籍の取得の有無にかかわらず、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」は出生により日本国籍を取得するものとされている（父母両系血統主義）。」

👉 上に書きました様に、国籍取得と留保&その後選択or喪失&再取得可能、のこれら条文はつながっています。

ですから国籍法第二条だけで判断は良くないのでは？

☐ 作成者	コメント ★「本条からすれば、出生地や出生の後の公的機関への意思表示の有無，その時期にかかわらず，出生時に父又は母が日本国民であれば，日本国籍を取得すると解するのが自然である。したがって，日本国外で出生し，出生時に父又は母が日本国民であれば，日本国籍を取得するものと解するのが合理的である。また，仮に国籍法 1 2 条が国籍の生来的取得を制限する規定であるとすれば，出生による国籍取得の例外として，生来的取得について定めた同法 2 条とともに規定されるべきと考えられるが，国籍法 1 2 条の国籍留保・喪失の規定は，他の国籍喪失制度について定めた国籍法 1 1 条及び 1 3 条の間に置かれ，国籍法の解説文献においても，同規定は，国籍の喪失を規定したものであると説明されている *8。」 👉上の通り条文はつながっていますし、そのつながりを無視して第二条単独で判断は良くないと思いますから、「合理的」とは思いません。法律連携の無視は連携内容を意味を傾しますから、逆に不合理？不都合？と思いました。何の為に同じ法内に幾つもの条文があり、またその法に付随する法があるのでしょうか。あと『（国籍の喪失）』にある第十一条と第十三条は、外国籍を持つ日本国民の、重国籍解消の為に国籍喪失の条文ですね。 そして第十二条の合理的メイン目的は、親御さんによる帰属意思表示が無い国外の重国籍日本国民を増やさない為の国籍喪失、と思いました。 だからこちらに入っているもおかしくないとも思いました。 それに「説明されている」の出典元には、第十二条が「生来的取得を制限する規定」か「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものか」かどうかにまで言及されていたのか。 そこを問題になさっているのでしょうか。でも上の文にはそこまで書いてないから判りませんね。 ★「以上からすれば、本条は、父母等が国籍留保の届出をしなかった子について、出生の時に父又は母が日本国民であることによって一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。 イ 国籍を喪失させられない権利の保障について そこで、「国籍を喪失させられない権利」が憲法及び国際人権法上保障されるかを検討すると，世界人権宣言 1 5 条 2 項は，「何人も，ほしいままにその国籍を奪われ・・・ることはない。」と規定し，また，子どもの権利条約 8 条 1 項は，「締約国は，児童が法律によって認められた国籍・・・について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。」と規定し，国籍を喪失させられない権利を明文上保障している。」 👉今までの自分解釈から「以上からすれば、本条は(中略)一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。」とは解しませんでした。	コメント先 投稿日時
☐ 作成者	コメント	コメント先 投稿日時

だから「イ 国籍を喪失させられない権利」云々にあ
たらないし、関連が無いと思いました。

★「日本の憲法には、これを直接保障する条項は存在
しないが、国籍が自己のアイデンティティと密接に結
びついていること、現在の国際社会及び日本における
実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享
有に結びつけられており（例えば、自国に戻る権利を
始めとして、参政権、公務就任権 *9、居住・移転の
自由、労働権、社会保障受給権、教育を受ける権利な
ど）、日本国籍を喪失した場合、これらの権利を失
い、又は、相当程度の制約を受けることになり得ると
いうように国籍が重要な権利の保障の前提となる法的
地位であることに鑑みれば、国籍を喪失させられない
権利は、憲法上、個々の人権の保障から要請されると
同時に憲法 1 3 条の幸福追求権の一内容として保障さ
れていると解することができる *10。」

👉やはり上に書いた通り「事後的に喪失」では無いと
思いますから、「日本の憲法」云々以降も意味をなさ
ないと思いました。

...どころか仰る事が矛盾しています。

「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついて
いること、」の箇所です。

最高裁さん合憲判断の、

【その上で、国籍法12条の性質は、生来的国籍取得を
制限するものであるとの前提に立ち、】以降の説明を
(何度もすみませんが)改めて細かく読んでみます。
あ、紛らわしいので最高裁さん文、今回は【】括弧。

👉

日本の法が及ばない全世界的あらゆる国外において、
重国籍の日本国民となる。属性となる国が複数発生し
ますね。

また国外で重国籍者のお子さんを出生した事実は、そ
の後の親御さんのお子さんへの教育がどの属性の教育
になるのかも判りませんね。どの国との「アイデンテ
ィティ」の結び付きを重視して教育なさるか判りませ
んね。

またお子さんご自身も出生後、国外でどの様な形の生
活をなさるか判りませんし。そして日本は重国籍を
認めていませんし。

だから重国籍となる時点で「(日本)国籍が自己のアイ
デンティティと密接に結びついていること、」の親御
さん自らによる出生時点での自発的確認は同時に必要
だと思いますし、確認出来なければその時点で重国籍者
を抑え、増やさない為の仕組みは必要と思います。
属性となる国籍の発生は、出生時からの必須資格です
から。

だからこそ「アイデンティティ」の最初の確認で【国
外で出生して重国籍となるべき子に関して、必ずしも
我が国との密接な結び付きがあるとはいえない場合が
あり得ることを踏まえ、実体を伴わない形骸化した日
本国籍の発生をできる限り防止するとともに、】の為
の制度と思いましたし。

更に「アイデンティティ」との結び付きが不明なまま
では、国民主権がどの様に使われるかも判りません。

作成者	コメント 結果、国民の信託とそれをもって国民の代表による権力の行使との現在の相互関係が崩れる恐れもあります。 相互関係で成り立つ治安と秩序、未来の安寧秩序を失う恐れもあります。 だから【内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的としたものであり、立法目的には合理的な根拠があるとした。】の為の制度でもあると思いましたし、こちら説明に納得しました。 全世界的あらゆる国外において、「アイデンティティ」が不明のまま重国籍者を増やすリスクを侵してまで、制度を廃止する必要があるのでしょうか。 (もし「アイデンティティ」が不明のまま重国籍となるリスク？問題？が無いとお考えなら、その根拠を明確をお願いします。) でも一方で「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」とお認めになってもいるのですよね。矛盾が生じています。 また「現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており」ですが。 国として機能する為の根本の在り方として憲法があり、その憲法を憲法として正常に機能させるには、「アイデンティティ」を持つ国民の存在は必須で絶対と思います。 日本国憲法が国民に保障する「基本的人権」も、国と憲法とそれを支える「アイデンティティ」を持った国民が存在する前提での保障ではないでしょうか。👉 ☆日本国憲法第十二条！ 『第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。』(e-Gov法令データより) 👉『国民の不断の努力によつて、これを保持』『国民は、これを濫用してはならない』『常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。』は「アイデンティティ」と切っても切れない関係ではないでしょうか。上にも書きましたが国民主権にも関わる事です。(あ、でも「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」とお認めになっはいるのですよね。) 【そして、日本国外で出生して重国籍となるべき子と、日本国内で出生して重国籍となるべき子との間に区別を設けることの合理性について、生来的な国籍の取得の有無は子の法的地位の安定の観点からできる限り子の出生時に確定的に決定することが望ましいところ、】。 自動的生来的な国籍取得の有無は、出生の時点で確定的に決定(のちの国籍選択で、確定的→確定)が本当は良いです。国籍は出生時から発生する必須資格ですもんね。 でもあらゆる国外での出生は、根拠込みで上に書いた	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者

コメント

様に「アイデンティティ」が判らないです。
だからお子さんの「アイデンティティ」芽生え以降過程や確立まで影響を与える最初の教育者で、最初の人間関係となる親御さんによる、
【出生の届出をすべき父母等による国籍留保の意思表示をもって当該子に係る我が国との密接な結びつきの徴表(←徴表、辞書で「属性」とありました)とみることで、】の第十二条、留保届の有無ですね。
保護者で責任者な親御さんの自発意思による届出。それは保護者としてお子さんへの在り方への意思表示でもありますね。

そして【その意思表示の方法や期間にも配慮がされ、】。
方法の配慮は、届出時の天災等事情の配慮や👉
☆戸籍法第五十二条↓
『4 第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。』(e-Gov法令データより)
👉の事もあるかな？
『第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者』は、嫡出子は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母。です。
そして考える期間(通常は3か月)も含めた選択肢は、親御さんにありますもんね。3か月は充分な考慮の期間かと思います。国内の出生届出は14日だそうです。
☆戸籍法第四十九条↓
『第四十九条 出生の届出は、十四日以内（国外で出生があつたときは、三箇月以内）にこれをしなければならない。
2 届書には、次の事項を記載しなければならない。
一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
二 出生の年月日時分及び場所
三 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍』(e-Gov法令データより)

【また、国籍再取得の制度があるとして、立法目的との関連において不合理なものとはいえず、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものということとはできないとした。】文の通りですね。
親御さんが留保の届出をせず喪失した場合でも、お子さんの日本への帰属意思が「アイデンティティ」が育った際のケア？な要素を持つ再取得制度。まんべんないケアと思いました。

(日本の法が及ぶ)日本国内で親御さんが出生の事実は、重国籍となるお子さんの出生場所に日本を選んだ事による、最初の帰属意思確認とも取れますね。
そして上に書いた通り全世界的あらゆる日本国外においての出生は、帰属意思確認を必要とする事実。
国内重国籍出生者と国外重国籍出生者との区別を設ける事の合理性ですね。👉

☆「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティと社会との関わりを説明する概念。同一性、主体性、帰属意識などと訳される。哲学用語と

コメント先

投稿日時

作成者	コメント して用いられていたが、1960年代以降社会学、心理学で広く使われるようになった。」 「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティが、社会および文化とどのように相互に作用し合っているかを説明する概念。 訳語としては、自己同一性self identity, 自我同一性ego identity, 主体性, 自己確認, 帰属意識などがある。 哲学の分野で用いられることの多かったこのことばが社会学や心理学の分野でも広く使われるようになったのは、管理化の度合を高めていく1960年代, 先進産業社会においてあらわれた反抗, とりわけ青年に見られた自己表出現象によってであった。」 「アイデンティティとは→自己同一性などと訳される。自分は何者であるか, 私がほかならぬこの私であるその核心とは何か, という自己定義がアイデンティティである。何かが変わるとき, 変わらないものとして常に前提にされるもの (斉一性, 連続性) がその機軸となる。アイデンティティの問題は, 常に心理・社会的, 心理・歴史的であり, 個人史においてはとりわけ青年期に顕在化するが, 1960年代の黒人解放運動, 第三世界の自己解放運動の中でも重要な役割を果たしてきた。」 「アイデンティティとは→個物や個人がさまざまな変化や差異に抗して、その連続性、統一性、不変性、独自性を保ち続けることをいう。哲学用語としては「同一性」あるいは「自己同一性」に同じ。同一律「AはAである」によって端的に表現される。社会心理学上の用語としては、1950年代にアメリカの精神分析学者E・H・エリクソンが特有の含蓄をもった概念として用いて以来、広く人間諸科学のキーワードとして定着した。彼によれば、アイデンティティとは「自己確立」ないしは「自分固有の生き方や価値観の獲得」にほかならない。ここでいう「自己」とは、内省によってみいだされる主観的自己であるよりは、社会集団のなかで自覚され、評価される社会的自己のことである。個人は共同体の固有の価値観に自己を同一化し、そのなかでさまざまな社会的役割を積極的に引き受けることによって自己を確立する。これら複数の役割的自己を統合する根源的な自己のことを、エリクソンは「人格同一性」あるいは「自我同一性」とよぶ。」 (コトバンクより) 👉 日弁連さんは、国籍と自己との密接な結び付きであり帰属意識である「アイデンティティ」を訴える一方で、その「アイデンティティ」の結び付きの確認の性質を持った且つ重国籍者を増やさない為の生来的取得制限による合理的な「国籍留保・喪失制度」は廃止を訴えるのですね。 最高裁さんの明確な説明に対し、「しかし、現実には、諸般の事情により国籍留保の届出をすることができず、不本意ながら日本国籍を喪失してしまったことによって、苦しんでいる人々が多く存在している。このような現実に鑑み、」と明確なデータも示さずあいまいな表現を根拠に、「侵害するおそれ」や「違反	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	するおそれ」と反論なさってましたね。超矛盾と思いました。 以降は簡単に👉 ★「複数国籍の発生防止・解消を必要とする理由については、これまで法制度の抵触，外交保護権の問題，犯罪人の引渡し，参政権の問題，忠誠義務，公務就任権，兵役義務などが挙げられてきたが，これらの問題は国家間協定や国内法を整備することによって解決することが可能である」も。 👉(連携した条文の無駄の無さ？と云い？)国と親御さん&お子さんとのお互いの意思がまんべんなく反映される合理的な留保・喪失制度を廃止してまで、「国家間協定や国内法を整備することによって解決」をする必要がありますか？寧ろこれをやった事による問題点はありませんか？問題点は一切無いのですか？とか。 ★「なお，付言するに，我が国において，日本の国籍と外国の国籍とを持っている者について外交保護権が日本の国に対して行使されたことは報告されておらず，成人に達した以降，外交保護権と忠誠義務，特に兵役の義務が問題になったケースは過去にはないとされている」 「また，政府によると我が国では，１９８５年から２００２年までの間に約４０万人の者が複数国籍を取得したと推計されているが，政府は，それにより，何らかの弊害が発生したという事例を把握しておらず」 👉それってつまり1984年からの留保・喪失制度が生きて的上手く作用しているからでは？とか。(尤も前半★はいつのデータか書いてないので判りませんが。) ★「国籍が個人と国家の間に種々の権利義務を生じさせるものであること*22からすれば，日本とのつながりが全く絶たれているような者が日本国籍を保有することは相当ではないとの考え自体には，合理性が認められるであろう *23。」 👉だからその為に、「アイデンティティ」の確認から始まる留保・喪失制度があると最高裁さんをご説明なさっていたのじゃ？ ★「この点，国籍留保・喪失制度は，日本国外で出生した重国籍者については，父母等が子の出生の日から３か月の届出期間内に国籍留保の届出を行わなかった場合には子本人の意思に関係なく，国籍を喪失させるものであるが，このように極めて重大な結果を招来するものであるにもかかわらず，国籍留保の意思表示をする期間は，出生の日から原則として３か月以内とされていることから，意思表示を行うのはあくまでも父母等であり，国籍を喪失することとなる子本人が意見を表明したり，手続に関与することはできない。したがって，国籍留保・喪失制度は，憲法１３条により保障される適正な手続的処遇を受ける権利を侵害する疑いが強い。」 👉国籍は「出生時」から発生しますよね。 そして日本は重国籍を認めていませんよね。(そして全世界的あらゆる国外で「生来的国籍取得を制限」の		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

☐	作成者	コメント	コメント先	投稿日時
		必要性は上に書きましたね。) そして生まれてからすぐお子さんの「アイデンティティ」の芽生えやその過程、そして確立がされる訳では無いですね。 そして「アイデンティティ」は、成長過程での教育や人間関係、生活環境等から芽生え、過程を経て、確立されるものですよね。 そして最初に教育を与え、最初に築き学ぶ人間関係の相手。生活環境を与える相手。それは親御さんじゃないでしょうか。 だからこそ、親御さんによる出生時の意思表示である留保届が必要なのでしょう。 そして成長と共に芽生え確立され始めたその「アイデンティティ」を元に、お子さんがご自身で本当に属すべき国籍を、保護者である親御さんから独立した大人と見なされ、選挙権が発生する年齢前後までに選択をするのでしょうか。 だからその選択肢の為に、喪失後も再取得が出来る制度も設けているのでしょうか。 その「アイデンティティ」の芽生えや過程、確立を考慮もなさらずに「国籍留保・喪失制度の廃止」を仰る。果てしない不安に陥りました。 ★そして以上文章の前後も、また以降もこれまでと似た事を延々と仰っていますし、事後的喪失を根拠にしたお考えもありますし、「アイデンティティ」の矛盾、「アイデンティティ」の芽生えと過程、確立の箇所から受けた衝撃により以上の自分考えでもう充分と思いましたので、中途半端ですみませんがこれで終わりにします。 結果思いましたのは、国と未来含めた日本国民の安寧秩序を守る為の無駄のない合理的に凝縮された制度で、且つ国外で多重国籍となったお子さんとお子さんをこの世へ送り出した親御さんへの心遣いも備えた制度、お子さんを思う親御さんが出生届(これが先ず必須の行動ですね)と一緒に意思表示するだけで留保と付随する効力が成立する、国外のどの国にいても難しい手続きも無い方法で更に日本と日本国民を守れる制度を、矛盾込み込みでここまで長文否定するのは国益を損ねるだけで無く、外患の持ち込みも辞さない行為と思いました。 日本と日本国民の為の日本国憲法を最高法規とした法遵守の精神は、『基本的人権を擁護』し『社会正義を実現』の『使命』は、果たしてお持ちなのでしょう か。 また重ねて云いますが、周知不足を問題視なさるのなら「国籍留保・喪失制度の廃止」を訴えるのではなく、その為の努力をなされれば良いと思いますが。周知が徹底されれば良いって事ですもんね。 しかし自分も長くなりすみませんでした。また間違えがありましたらお詫び致します。 いつもありがとうございます。(四季の移ろい)		
☐	作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者 四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.232.195	コメント (余命さん、初回投稿チェックご スпамチェック待ち担当のスタッフさん、スタッフのみなさん、再々々々投稿です。…。なんか引用含め益々文字が増えました泣。くどい説明も能無しの証拠。でもどう縮めたら良いのか判んないよ～ボツ確定◎wすみません泣。 あ、昨日第三回余命さん♡YouTube♡を聞かせて頂きました。もう長文ついでのヤケでその時に思った事をそのまま書き出しました♡(...すみません。) 物事に動じない 重厚で深い響き 超絶大物感半端ない お言葉に一文字一文字に超無駄がない イヤホンで聞いているのでよりよく判るけど お声に雑味が無い お声がまったり、密度が超高い お声が綺麗 お声が濃厚 高級チーズをふんだんに使った超高級濃厚レアチーズケーキみたい、一切れ十万位しそう？もっともっと？それか幻のカカオ100%？MAX濃度高級チョコか？ お声がお腹からの発声(腹式呼吸とか云うやつ？) また笑い声が限り無く素敵これもやばい 笑い声までも落ち着いてる超安心感 てか笑い声とか相槌とかとっさのお声てお心があらわに出るから、お人柄がより判るし トーク全てがまんべんなく落ち着いてるし せんたくさんがお話を挟むとぴたっとお言葉をお止めになりお耳を傾けお言葉を挟まないし、相槌がお相手への優しさで満ち溢れ、しかもお耳を傾けるどころかお相手のお話を全身で聞いておられるのが良お～く判る、吃驚する程お優しい お相手への自然な気遣いが凄い 淡淡とお話なさり、誇張や強調が一切皆無無い すみずみまでお心のクリアさ純粹さが凄く見える見え過ぎだし 何があっても絶対に動じない 人生経験豊富感まじ半端ない お話お話の間、お語りになる際の間が絶妙？聞いているととても心地良くてずっと聞いていたい だからスマホ通信量またやばい泣 ハッキリ云って超絶に良い男、凄いを超えたい男、二枚目紳士過ぎで垢抜けて洗練され過ぎな男性で想像以上だった 想像以上過ぎだわこりゃ もうヤダ♡ダメだ無理♡ ...超まだまだ云い足りないです。 しかし生声は刺激が強過ぎて最初は聞けなかったけど(鼻血が出ちゃうぜw)、心臓ばくばくがやっと落ち着いてからは聞ける様に成りました♡ しかし変態ですがストーカーでは無いです。でもちょっと(かなり)キモいか？しかもいい年こいて。しかし絶対にお伝えしたかったです。でもまさか投稿でこんな変態ぶり書けないし泣。また混乱して来た～泣汗。)	コメント先 1934 諸悪の根源日弁連① 投稿を表示 0 10 投稿日時 2017年10月15日 5:15 PM
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント 余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。続きです。宜しく願い致します。 ★「(2) 国籍を喪失させられない権利（憲法 1 3 条，世界人権宣言 1 5 条 2 項，子どもの権利条約 8 条 1 項） ア 国籍法 1 2 条の性質について 国籍留保・喪失制度を定める国籍法 1 2 条が，同法 2 条 1 号又は 2 号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき，国籍を喪失させられない権利を侵害するのではないかが問題となる。そこで，その前提として国籍法 1 2 条が生来的国籍取得を制限したものか，一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものかが問題となる。」 👉「生来的国籍取得の制限」か「一旦取得した国籍を事後的に喪失」かを考えました。 ☆国籍法第二条↓ 『（出生による国籍の取得） 第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。』(e-Gov法令データより) 👉1号2号の条文は、父or母の条件を満たせば、出生時に日本国民となる条文ですね。出生届で効力(日本国籍取得)が発生します。→① ☆国籍法第十二条↓ 『第十二条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』(e-Gov法令データより) 👉条文の前半。 『出生により』→つまり出生が要因？原因？で、外国籍を取得した国外生まれの日本国民→出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民、ですね。出生届で効力(日本国籍取得)が発生します。→② (外国籍側への出生届はその国ごとのやり方があると思いますが、日本への届出においては上記で良いと考えました。) 続いて『日本の国籍を留保する意思表示』＝留保届は、期限内に届出の出来る者が、出生届と一緒に届出(戸籍法第百四条)。 (届出の出来る者＝嫡出子は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母。) 条文の後半。 出生届と一緒に留保届で、その後22歳になる前までにお子さんによる日本国籍or外国籍の選択(＝日本側から見て重国籍の解消)が出来る様になります(国籍法第十四条・国籍の選択)。 こちら含めて出生届で効力(国籍留保)が発生します。→③	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント しかし出生届と一緒に留保届をしなかった場合、条文通り『その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』 ☆「さかのぼる(遡る)とは→①水の流れにさからって進む。上流へ進む。 ②過去や根源となる事柄にもどる。」(コトバンクより) ☞ 留保届をしなかった結果、根源となる事柄である『出生の時』にもどって日本国籍を失う。 結果、出生時に日本国籍を失う。て事ですね。 やはり出生届で効力(国籍喪失)が発生します。ただし親御さんが留保届をせず国籍を喪失しても、20歳未満で日本に住所があれば、再取得の手続きが出来ます(国籍法第十七条・国籍の再取得)。→③ まとめると ①出生届で、出生時に日本国民(日本国籍取得)。 ②出生届で、出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民(日本国籍取得)。 ③上記出生届と一緒にの届出で、出生時に国籍留保。その後国籍選択。 ③または出生届と一緒に留保届をせず結果、出生時に国籍喪失。 ただし条件を満たせば、再取得可能。 ☞ 一回の出生届で、国籍取得、留保or喪失の効力が「同時」に発生します。そして効力の起点は全て「出生時」です。 時間差は無いと考えました。 ですから「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるもの」では無いと思いました。時間差が無いですから。そして「国籍法12条が生来的国籍取得を制限したもの」だとも思いました。取得したけど喪失もした。取得の効力を、同時発生 of 喪失の効力で抑えた。更に喪失したけど再取得 possible の余地。 だから「国籍法12条が、同法2条1号又は2号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき、」とは解しませんでした。 ☆☆☆☆ 以下念の為。 ☆日本国憲法第十三条↓ 『第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』(e-Gov法令データより) ☆世界人権宣言第十五条↓ 『第十五条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。』(外務省ホームページより) ☞ 日弁連さんが仰るのは2項ですね。 因みに『世界人権宣言』には法的効力は無いそうです。 ☆『世界人権宣言は、各国政府が達成すべき共通の基	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	準と考えられ、法的拘束力を持つもの ではありませんが、さまざまな国連の活動において、この宣言の中の文言が引用されることが少なくなく、また、国際人権規約をはじめ国連が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中でも再確認され、引用され、言及されています。』(外務省ホームページの世界人権宣言コーナー？にあった『「世界人権宣言と国際人権規約」世界人権宣言60周年にあたって』のはじめの文です。) ☆「世界人権宣言とは→1948年 12月 10日、国際連合第3回総会で採択された宣言。前文と本文 30カ条から成る。法のもとの平等，身体の安全，思想・良心・宗教の自由，表現の自由，集会・結社の自由，生存権などが，全国家，人民の「達成すべき共通の基準」であることがうたわれている。もっともこの宣言は，条約とは異なり加盟国に対し法的拘束力をもたない点で限界がある。この点，66年に国連第 21回総会で採択され，76年に発効した国際人権規約は，加盟国に対し法的拘束力をもつもので，その具体的な展開が注目されている。」(コトバンクより) ☆児童の権利に関する条約第八条↓ 『第8条 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。』(外務省ホームページより) 👉 こちらは1項ですね。 ☆☆☆☆ ★「この点に関して、2015年最高裁判決の一審である東京地判2012年3月23日（判時2173号28頁）は、国籍法12条は「出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う」と規定していること、1984年改正時における立案担当者の説明などを根拠に、国籍法12条は国籍の生来的取得を制限する規定であると解している。」 👉 上の解釈により自分もそう思いました。 ★「しかし、出生による国籍取得（国籍の生来的取得）については、国籍法2条に規定があるところ、同条によれば、出生地や外国籍の取得の有無にかかわらず、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」は出生により日本国籍を取得するものとされている（父母両系血統主義）。」 👉 上に書きました様に、国籍取得と留保＆その後選択or喪失＆再取得可能、のこれら法はつながっていません。 ですから国籍法第二条だけでの判断は良くないので？ ★「本条からすれば、出生地や出生の後の公的機関への意思表示の有無，その時期にかかわらず，出生時に		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得すると解するのが自然である。したがって、日本国外で出生し、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得するものと解するのが合理的である。また、仮に国籍法12条が国籍の生来的取得を制限する規定であるとすれば、出生による国籍取得の例外として、生来的取得について定めた同法2条とともに規定されるべきと考えられるが、国籍法12条の国籍留保・喪失の規定は、他の国籍喪失制度について定めた国籍法11条及び13条の間に置かれ、国籍法の解説文献においても、同規定は、国籍の喪失を規定したものであると説明されている*8。」 👉法はつながっていますし、第二条単独だけで判断は良くないと思いますから、「合理的」とは思いません。逆に不合理？不都合？です。 何の為に同じ法内に沢山の条文があるのでしょうか。またそれに付随する法律があるのでしょうか。同じ法内に各条文が存在する意義には法同士の連携もあると思いましたが、違うのかな？ あと『（国籍の喪失）』にある第十一条と第十三条は、外国籍を持つ日本国民の重国籍解消の為に、国籍喪失の条文ですね。 また第十二条の合理的メイン目的は、親御さんによる帰属意思表示が無い国外の重国籍日本国民を増やさない為の国籍喪失、と思いました。 だからこちらに入っているもおかしくないとも思いました。 それに「説明されている」の出典元には、第十二条が「生来的取得を制限する規定」か「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものか」かどうかにまで言及されていたのか。 そこを問題になさっているのでしょうか。でも上の文にはそこまで書いてないから判りませんね。 ★「以上からすれば、本条は、父母等が国籍留保の届出をしなかった子について、出生の時に父又は母が日本国民であることによって一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。 イ 国籍を喪失させられない権利の保障について そこで、「国籍を喪失させられない権利」が憲法及び国際人権法上保障されるかを検討すると、世界人権宣言15条2項は、「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ・・・ることはない。」と規定し、また、子どもの権利条約8条1項は、「締約国は、児童が法律によって認められた国籍・・・について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。」と規定し、国籍を喪失させられない権利を明文上保障している。」 👉今までの自分解釈から「以上からすれば、本条は(中略)一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。」とは解しませんでした。 だから「イ 国籍を喪失させられない権利」云々にあたらなし、関連が無いと思いました。	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

□ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	★「日本の憲法には、これを直接保障する条項は存在しないが、国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており（例えば、自国に戻る権利を始めとして、参政権、公務就任権 *9、居住・移転の自由、労働権、社会保障受給権、教育を受ける権利など）、日本国籍を喪失した場合、これらの権利を失い、又は、相当程度の制約を受けることになり得るといように国籍が重要な権利の保障の前提となる法的地位であることに鑑みれば、国籍を喪失させられない権利は、憲法上、個々の人権の保障から要請されると同時に憲法 1 3 条の幸福追求権の一内容として保障されていると解することができる *10。」 👉やはり上に書いた通り「事後的に喪失」では無いと思いますから、「日本の憲法」云々以降も意味をなさないと思いました。 ...どころか仰る事が矛盾しています。 「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」の箇所です。 最高裁さん合憲判断の、 【その上で、国籍法12条の性質は、生来的国籍取得を制限するものであるとの前提に立ち、】以降の説明を(何度もすみませんが)改めて細かく読んでみます。 あ、紛らわしいので最高裁さん文、今回は【】括弧。 👉 日本の法が及ばない全世界的あらゆる国外において、重国籍の日本国民となる。属性となる国が複数発生しますね。 また国外で重国籍者としてお子さんを出生した事実は、その後の親御さんのお子さんへの教育が、どの属性の教育になるのかも判りませんね。どの国との「アイデンティティ」の結び付きを重視して教育なさるか判りませんね。 またお子さんご自身も出生後、国外でどのような生活をなさるか判りませんし。そして日本は重国籍を認めていませんし。 だから重国籍となる時点で「(日本)国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」の親御さん自らによる出生時点での自発的確認は同時に必要だと思いますし、確認出来なければその時点で重国籍者を抑え、増やさない為の仕組みは必要だと思います。 属性となる国籍の発生は、出生時からの必須資格ですから。 だからこそ「アイデンティティ」の最初の確認で【国外で出生して重国籍となるべき子に関して、必ずしも我が国との密接な結び付きがあるとはいえない場合があり得ることを踏まえ、実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、】の為の制度と思いましたし。 更に「アイデンティティ」との結び付きが不明なままでは、国民主権がどの様に使われるかも判りません。結果、国民の信託とそれをもって国民の代表による権力の行使との現在の相互関係が崩れる恐れもありま		
□ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	す。 相互関係で成り立つ治安と秩序、未来の安寧秩序を失う恐れもあります。 だから【内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的としたものであり、立法目的には合理的な根拠があるとした。】の為の制度でもあると思いましたし、こちら説明に納得しました。 全世界的あらゆる国外において、「アイデンティティ」が不明のまま重国籍者を増やすリスクを侵してまで、制度を廃止する必要があるのでしょうか。 (もし「アイデンティティ」が不明のままで重国籍となるリスク？問題？が無いとお考えなら、その根拠を明確にお願いします。) でも一方で「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」とお認めになってもいるのですよね。矛盾が生じています。 また「現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており」ですが。 国として機能する為の根本の在り方として憲法があり、その憲法を憲法として正常に機能させるには、「アイデンティティ」を持つ国民の存在は絶対と思います。 日本国憲法が国民に保障する「基本的人権」も、国と憲法とそれを支える「アイデンティティ」を持った国民が存在する前提での保障ではないでしょうか。👉 ☆日本国憲法第十二条↓ 『第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。』(e-Gov法令データより) 👉『国民の不断の努力によつて、これを保持』『国民は、これを濫用してはならない』『常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。』は「アイデンティティ」と切っても切れない関係ではないでしょうか。上にも書きましたが国民主権にも関わる事です。 【そして、日本国外で出生して重国籍となるべき子と、日本国内で出生して重国籍となるべき子との間に区別を設けることの合理性について、生来的な国籍の取得の有無は子の法的地位の安定の観点からできる限り子の出生時に確定的に決定することが望ましいところ、】。 自動的生来的な国籍取得の有無は、出生の時点で確定的に決定(のちの国籍選択で、確定的→確定)が本当は良いです。国籍は出生時から発生する必須資格ですもんね。 でもあらゆる国外での出生は、根拠込みで上に書いた様に「アイデンティティ」が判らないです。 だからお子さんの「アイデンティティ」芽生え以降過程や確立まで影響を与える最初の教育者で、最初の人間関係となる親御さんによる、 【出生の届出をすべき父母等による国籍留保の意思表示		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 示をもって当該子に係る我が国との密接な結びつきの徴表(←徴表、辞書で「属性」とありました)とみることができ、】の国籍法第十二条、留保届の有無ですね。 保護者で責任者な親御さんの自発意思による届出。それは保護者としてお子さんへの在り方への意思表示でもありますね。 そして【その意思表示の方法や期間にも配慮がされ、】。 方法の配慮は、届出時の天災等事情の配慮や👉 ☆戸籍法第五十二条↓ 『4 第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。』(e-Gov法令データより) 👉の事もあるのかな？ 届出の出来る者(第一項又は第二項の規定)は、嫡出子は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母。です。 そして考える期間(通常は3か月)も含めた選択肢は、親御さんにありますもんね。 【また、国籍再取得の制度があるとして、立法目的との関連において不合理なものとはいえず、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものということとはできないとした。】文の通りですね。 親御さんが留保の届出をせず喪失した場合でも、お子さんの日本への帰属意思が「アイデンティティ」が育った際のケア？な要素を持つ再取得制度。まんべんないケアと思いました。 (日本の法が及ぶ)日本国内で親御さんが出生の事実(重国籍となるお子さんの出生場所に日本を選んだ事による、最初の帰属意思確認とも取れますね。 そして上に書いた通り全世界的あらゆる日本国外においての出生は、帰属意思確認を必要とする事実。 国内重国籍出生者と国外重国籍出生者との区別を設ける事の合理性ですね。👉 ☆「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティと社会との関わりを説明する概念。同一性、主体性、帰属意識などと訳される。哲学用語として用いられていたが、1960年代以降社会学、心理学で広く使われるようになった。」 「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティが、社会および文化とどのように相互に作用し合っているかを説明する概念。 訳語としては、自己同一性self identity、自我同一性ego identity、主体性、自己確認、帰属意識などがある。 哲学の分野で用いられることの多かったこのことばが社会学や心理学の分野でも広く使われるようになったのは、管理化の度合を高めていく1960年代、先進産業社会においてあらわれた反抗、とりわけ青年に見られた自己表出現象によってであった。」 「アイデンティティとは→自己同一性などと訳され	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント る。自分は何者であるか、私がほかならぬこの私であるその核心とは何か、という自己定義がアイデンティティである。何かが変わるとき、変わらないものとして常に前提にされるもの (斉一性, 連続性) がその機軸となる。アイデンティティの問題は、常に心理・社会的、心理・歴史的であり、個人史においてはとりわけ青年期に顕在化するが、1960年代の黒人解放運動、第三世界の自己解放運動の中でも重要な役割を果たしてきた。」 「アイデンティティとは→個物や個人がさまざまな変化や差異に抗して、その連続性、統一性、不変性、独自性を保ち続けることをいう。哲学用語としては「同一性」あるいは「自己同一性」に同じ。同一律「AはAである」によって端的に表現される。社会心理学上の用語としては、1950年代にアメリカの精神分析学者E・H・エリクソンが特有の含蓄をもった概念として用いて以来、広く人間諸科学のキーワードとして定着した。彼によれば、アイデンティティとは「自己確立」ないしは「自分固有の生き方や価値観の獲得」にほかならない。ここでいう「自己」とは、内省によってみいだされる主観的自己であるよりは、社会集団のなかで自覚され、評価される社会的自己のことである。個人は共同体の固有の価値観に自己を同一化し、そのなかでさまざまな社会的役割を積極的に引き受けることによって自己を確立する。これら複数の役割的自己を統合する根源的な自己のことを、エリクソンは「人格同一性」あるいは「自我同一性」とよぶ。」(コトバンクより) 👉 日弁連さんは、国籍と自己との密接な結び付きであり帰属意識である「アイデンティティ」を訴える一方で、その「アイデンティティ」の結び付きの確認の性質を持った且つ重国籍者を増やさない為の生来的取得制限による合理的な「国籍留保・喪失制度」は廃止を訴えるのですね。 最高裁さんの明確な説明に対し、「しかし、現実には、諸般の事情により国籍留保の届出をすることができず、不本意ながら日本国籍を喪失してしまったことによって、苦しんでいる人々が多く存在している。このような現実に鑑み、」と明確なデータも示さずあいまいな表現を元に、「侵害するおそれ」や「違反するおそれ」と反論なさってましたね。超矛盾と思いました。 以降は簡単に👉 ★「複数国籍の発生防止・解消を必要とする理由については、これまで法制度の抵触、外交保護権の問題、犯罪人の引渡し、参政権の問題、忠誠義務、公務就任権、兵役義務などが挙げられてきたが、これらの問題は国家間協定や国内法を整備することによって解決することが可能である」も。 👉 (連携した条文の無駄の無さ？と云い?) 国と親御さん&お子さんとのお互いの意思がまんべんなく反映される合理的な留保・喪失制度を廃止してまで、「国家間協定や国内法を整備することによって解決」をする	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

必要がありますか？寧ろこれをやった事による問題点はありませんか？問題点は一切無いのですか？とか。

★「なお、付言するに、我が国において、日本の国籍と外国の国籍とを持っている者について外交保護権が日本の国に対して行使されたことは報告されておらず、成人に達した以降、外交保護権と忠誠義務、特に兵役の義務が問題になったケースは過去にはないとされている」

「また、政府によると我が国では、1985年から2002年までの間に約40万人の者が複数国籍を取得したと推計されているが、政府は、それにより、何らかの弊害が発生したという事例を把握しておらず」

👉それってつまり1984年からの留保・喪失制度が生きて的上手く作用しているからでは？とか。(尤も前半★はいつのデータか書いてないので判りませんが。)

★「国籍が個人と国家の間に種々の権利義務を生じさせるものであること*22からすれば、日本とのつながりが全く絶たれているような者が日本国籍を保有することは相当ではないとの考え自体には、合理性が認められるであろう*23。」

👉だからその為に、「アイデンティティ」の確認から始まる留保・喪失制度があると最高裁さんをご説明なさっていたのじゃ？

★「国籍留保の意思表示をする期間は、出生の日から原則として3か月以内とされていることから、意思表示を行うのはあくまでも父母等であり、国籍を喪失することとなる子本人が意見を表明したり、手続に関与することはできない。」

👉国籍は「出生時」から発生しますよね。

そして日本は重国籍を認めていませんよね。

そして生まれてからすぐお子さんの「アイデンティティ」の芽生えやその過程、そして確立がされる訳では無いですよ。

そして「アイデンティティ」は、成長過程での教育や人間関係、生活環境等から芽生え、過程を経て、確立されるものですよね。

そして最初に教育を与え、最初に築き学ぶ人間関係の相手。生活環境を与える相手。それは親御さんじゃないでしょうか。

だからこそ、親御さんによる出生時の意思表示である留保届が必要なんでしょう。

そして成長と共に芽生え確立され始めたその「アイデンティティ」を元に、お子さんがご自身で本当に属すべき国籍を、保護者である親御さんから独立した大人と見なされ、選挙権が発生する年齢前後までに選択をするのでしょうか。

その「アイデンティティ」の芽生えや過程、確立を考慮もなさらずに「国籍留保・喪失制度の廃止」を仰る。果てしない不安に陥りました。

★そして以上文章の前後も、また以降もこれまでと似た事を延々と仰っていますし、事後的喪失を根拠にしたお考えもありますし、「アイデンティティ」の矛

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	盾、「アイデンティティ」の芽生えと過程、確立の箇所から受けた衝撃により以上の自分考えでもう充分と思いましたので、中途半端ですみませんがこれで終わりにします。 結果思いましたのは、国と未来含めた日本国民の安寧秩序を守る為の無駄のない合理的に凝縮された制度で、且つ国外で多重国籍となったお子さんとお子さんをこの世へ送り出した親御さんへの心遣いも備えた制度、お子さんを思う親御さんが出生届(これが先ず必須の行動ですよ)と一緒に意思表示するだけで留保と付随する効力が成立する、国外のどの国にいても難しい手続きも無い方法で更に日本と日本国民を守れる制度を、矛盾込み込みでここまで長文否定するのは国益を損ねるだけで無く、外患の持ち込みも辞さない行為と思いました。日本と日本国民の為の憲法遵守の精神は、果たしてお持ちなのでしょうか。 また重ねて云いますが、周知不足を問題視なさるのなら「国籍留保・喪失制度の廃止」を訴えるのでは無く、その為の努力をなされば良いと思いますが。周知が徹底されれば良いって事ですもんね。 しかし自分も長くなりすみませんでした。また間違えがありましたらお詫び致します。 いつもありがとうございます。(四季の移ろい)		
☐ 四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.232.195	余命さん、初回投稿ご担当スタッフ スパムチェック待ち フさん、スタッフのみなさん、ごめんなさい、【そして、日本国外で出生して重国籍となるべき子と、日本国内で出生して重国籍となるべき子との間に区別を設けることの合理性について、】の箇所付近、全然間違えてますね。こりゃ酷いや。やり直します。無駄を増やしてごめんなさい泣。(四季の移ろい)	1934 諸悪の根源日弁連① 投稿を表示 0 10	2017年10月15日 9:44 AM
☐ 四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.232.195	(余命さん、初回投稿チェックご スパムチェック待ち 担当のスタッフさん、スタッフのみなさん、再々投稿です。まーた長く成ってごめんなさい泣。しかし時間の差が無い、はあってるのかな？しかしいつもボツ系ばかりぐちゃぐちゃ文ばかりで泣。本当すみません泣。) 余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。続きです。宜しく願い致します。 ★「(2) 国籍を喪失させられない権利（憲法13条，世界人権宣言15条2項，子どもの権利条約8条1項） ア 国籍法12条の性質について 国籍留保・喪失制度を定める国籍法12条が，同法2条1号又は2号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき，国籍を喪失させられない権利を侵害するのではないかが問題とな	1934 諸悪の根源日弁連① 投稿を表示 0 10	2017年10月15日 9:05 AM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント る。そこで、その前提として国籍法12条が生来的国籍取得を制限したものか、一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものかが問題となる。」 👉「生来的国籍取得の制限」か「一旦取得した国籍を事後的に喪失」かを考えました。 ☆国籍法第二条↓ 『（出生による国籍の取得） 第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知らないとき、又は国籍を有しないとき。』(e-Gov法令データより) 👉1号2号の条文は、父or母の条件を満たせば、出生時に日本国民となる条文ですね。出生届で効力(日本国籍取得)が発生します。→① ☆国籍法第十二条↓ 『第十二条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』(e-Gov法令データより) 👉条文の前半。 『出生により』→つまり出生が要因？原因？で、外国籍を取得した国外生まれの日本国民→出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民、ですね。出生届で効力(日本国籍取得)が発生します。→② (外国籍側への出生届はその国ごとのやり方があると思いますが、日本への届出においては上記で良いと考えました。) 続いて『日本の国籍を留保する意思を表示』つまり留保届は、期限内に届出の出来る者(嫡出子は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母)が、出生届と一緒に届出(戸籍法第百四条)。 条文の後半。 出生届と一緒に留保届で、その後22歳になる前までにお子さんによる日本国籍or外国籍の選択(=日本側から見て重国籍の解消)が出来る様になります(国籍法第十四条・国籍の選択)。 こちら含めて出生届で効力(国籍留保)が発生します。→③ しかし出生届と一緒に留保届をしなかった場合、条文通り『その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』👉 ☆「さかのぼる(遡る)」とは→①水の流れにさからって進む。上流へ進む。②過去や根源となる事柄にもどる。」(コトバンクより) 👉留保届をしなかった結果、根源となる事柄である『出生の時』にもどって日本国籍を失う。 結果、出生時に日本国籍を失う。て事ですね。 やはり出生届で効力(国籍喪失)が発生します。ただし親御さんが留保届をせず国籍を喪失しても、20歳未満	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント コメント先 投稿日時 で日本に住所があれば、再取得の手続きが出来ます (国籍法第十七条・国籍の再取得)。→③ まとめると👉 ①出生届で、出生時に日本国民(日本国籍取得)。 ②出生届で、出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民(日本国籍取得)。 ③上記出生届と一緒に届で、出生時に国籍留保。その後国籍選択。 ③または出生届と一緒に留保届をせず結果、出生時に国籍喪失。 ただし条件を満たせば、再取得可能。 👉 一回の出生届で、国籍取得、留保or喪失の効力が「同時」に発生します。そして効力の起点は全て「出生時」です。 時間差は無いと考えました。 また国籍を喪失しても、条件を満たせば再取得可能です。その選択肢はお子さん側にあります。 ですから「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるもの」では無いと思いました。時間差が無いですから。そして「国籍法 1 2 条が生来的国籍取得を制限したもの」だとも思いました。取得したけど喪失もした。同時発生により取得の効力を喪失の効力で抑えた。喪失したけど再取得可能の余地。 だから「国籍法 1 2 条が、同法 2 条 1 号又は 2 号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき、」とは解しませんでした。 ☆☆☆☆☆ 以下念の為。 ☆日本国憲法第十三条↓ 『第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』(e-Gov法令データより) ☆世界人権宣言第十五条↓ 『第十五条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。』(外務省ホームページより) 👉 日弁連さんが仰るのは2項ですね。 因みに『世界人権宣言』には法的効力は無いそうです。👉 ☆『世界人権宣言は、各国政府が達成すべき共通の基準と考えられ、法的拘束力を持つもの ではありませんが、さまざまな国連の活動において、この宣言の中の文言が引用されることが少なくなく、また、国際人権規約をはじめ国連が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中でも再確認され、引用され、言及されています。』(外務省ホームページの世界人権宣言コーナー？にあった『「世界人権宣言と国際人権規約」世界人権宣言60周年にあたって』のはじめの文です。)
作成者	コメント コメント先 投稿日時

作成者	コメント ☆「世界人権宣言とは→1948年 12月 10日、国際連合第3回総会で採択された宣言。前文と本文 30カ条から成る。法のもとの平等、身体 of 安全、思想・良心・宗教の自由、表現の自由、集会・結社の自由、生存権などが、全国家、人民の「達成すべき共通の基準」であることがうたわれている。もっともこの宣言は、条約とは異なり加盟国に対し法的拘束力をもたない点で限界がある。この点、66年に国連第 21回総会で採択され、76年に発効した国際人権規約は、加盟国に対し法的拘束力をもつもので、その具体的な展開が注目されている。」(コトバンクより) ☆児童の権利に関する条約第八条↓ 『第8条 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。』(外務省ホームページより) 👉 こちらは1項ですね。 ☆☆☆☆ ★「この点に関して、2015年最高裁判決の一審である東京地判2012年3月23日（判時2173号28頁）は、国籍法12条は「出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う」と規定していること、1984年改正時における立案担当者の説明などを根拠に、国籍法12条は国籍の生来的取得を制限する規定であると解している。」 👉 上の解釈により自分もそう思いました。 ★「しかし、出生による国籍取得（国籍の生来的取得）については、国籍法2条に規定があるところ、同条によれば、出生地や外国籍の取得の有無にかかわらず、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」は出生により日本国籍を取得するものとされている（父母両系血統主義）。」 👉 上に書きました様に、国籍取得と留保&その後選択or喪失&再取得可能、のこれら法はつながっています。 ですから国籍法第二条だけの判断は良くないのでは？ ★「本条からすれば、出生地や出生の後の公的機関への意思表示の有無、その時期にかかわらず、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得すると解するのが自然である。したがって、日本国外で出生し、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得するものと解するのが合理的である。また、仮に国籍法12条が国籍の生来的取得を制限する規定であるとすれば、出生による国籍取得の例外として、生来的取得について定めた同法2条とともに規定されるべきと考えられるが、国籍法12条の国籍留保・喪失の規定は、他の国籍喪失制度について定めた国籍法	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

1 1 条及び 1 3 条の間に置かれ、国籍法の解説文献においても、同規定は、国籍の喪失を規定したものであると説明されている *8。」

👉 法はつながっていますし、第二条単独だけで判断は良くないと思いますから、「合理的」とは思いません。逆に？不合理？不都合？です。

何の為に同じ法内に沢山の条文があるのか。またそれに付随する法律があるのか。同じ法内に各条文が存在する意義には法同士の連携もあると思いましたが、違うのかな？判りません。

あと『（国籍の喪失）』にある第十一条と第十三条は、外国籍を持つ日本国民の重国籍解消の為に国籍喪失の条文ですね。

また第十二条の合理的メイン目的は、親御さんによる帰属意思表示が無い国外の重国籍日本国民を増やさない為の国籍喪失、と思いました。

だからこちらに入っているもおかしくないとも思いました。

それに「説明されている」の出典元には、第十二条が「生来的取得を制限する規定」か「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものか」かどうかにまで言及されていたのか。

そこを問題になさっているのでしょうか。でも上の文にはそこまで書いてないので判りませんね。

★「以上からすれば、本条は、父母等が国籍留保の届出をしなかった子について、出生の時に父又は母が日本国民であることによって一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。

イ 国籍を喪失させられない権利の保障について

そこで、「国籍を喪失させられない権利」が憲法及び国際人権法上保障されるかを検討すると、世界人権宣言 1 5 条 2 項は、「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ・・・ることはない。」と規定し、また、子どもの権利条約 8 条 1 項は、「締約国は、児童が法律によって認められた国籍・・・について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。」と規定し、国籍を喪失させられない権利を明文上保障している。」

👉 今までの自分解釈から「以上からすれば、本条は（中略）一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。」とは解しませんでした。

だから「イ 国籍を喪失させられない権利」云々にあたらないし、関連が無いと思いました。

★「日本の憲法には、これを直接保障する条項は存在しないが、国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており（例えば、自国に戻る権利を始めとして、参政権、公務就任権 *9、居住・移転の自由、労働権、社会保障受給権、教育を受ける権利など）、日本国籍を喪失した場合、これらの権利を失い、又は、相当程度の制約を受けることになり得ると

作成者	コメント いうように国籍が重要な権利の保障の前提となる法的地位であることに鑑みれば、国籍を喪失させられない権利は、憲法上、個々の人権の保障から要請されると同時に憲法 1 3 条の幸福追求権の一内容として保障されていると解することができる *10。」 👉 やはり上に書いた通り「事後的に喪失」では無いと思いますから、「日本の憲法」云々以降も意味をなさないと思います。 ...どころか寧ろ仰る事が矛盾しています。 「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」の箇所です。 最高裁さん合憲判断箇所の、 【その上で、国籍法12条の性質は、生来的国籍取得を制限するものであるとの前提に立ち、】以降の説明を(何度もすみませんが)改めて細かく読んでみます。 あ、紛らわしいので最高裁さん文、今回は【】括弧。 👉 日本の方が及ばない国外において重国籍の日本国民となる。属性となる国が複数発生しますね。 そして日本は重国籍を認めていませんので、重国籍となる時点で「(日本)国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」の確認は同時に必要と思いますし、確認出来なければその時点で、重国籍者を増やさない為の仕組みは必要と思います。 だから「アイデンティティ」の最初の確認で【国外で出生して重国籍となるべき子に関して、必ずしも我が国との密接な結び付きがあるとはいえない場合があり得ることを踏まえ、実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、】の為の制度と思いましたし。 更に「アイデンティティ」との結び付きが不明なままでは、国民主権がどの様に使われるかも判りません。結果、国民の信託とそれをもって国民の代表による権力の行使との現在の相互関係が崩れる恐れもあります。 相互関係で成り立つ治安と秩序、未来の安寧秩序を失う恐れもあります。 だから【内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的としたものであり、立法目的には合理的な根拠があったとした。】の為の制度でもあると思いましたし、こちら説明に納得しました。 あらゆる国外において、「アイデンティティ」が不明のまま重国籍者を増やすリスクを侵してまで、制度を廃止する必要があるのでしょうか。 (もし「アイデンティティ」が不明のまま重国籍となるリスク？問題？が無いとお考えなら、その根拠をお願いします。) でも「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」とお認めになってますね。結果、矛盾が生じています。 また「現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており」とありますね。	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント 国として機能する為の根本の在り方として憲法があり、その憲法を憲法として正常に機能させるには、「アイデンティティ」を持つ国民の存在は絶対と思います。 日本国憲法が国民に保障する「基本的人権」も、国と憲法とそれを支える「アイデンティティ」を持った国民が存在する前提での保障ではないでしょうか。👉 ☆日本国憲法第十二条↓ 『第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。』(e-Gov法令データより) 👉『国民の不断の努力によつて、これを保持』『国民は、これを濫用してはならない』『常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。』は「アイデンティティ」と切っても切れない関係ではないですか。 続いて。 【そして、日本国外で出生して重国籍となるべき子と、日本国内で出生して重国籍となるべき子との間に区別を設けることの合理性について、】ですが。 先ず【生来的な国籍の取得の有無は子の法的地位の安定の観点からできる限り子の出生時に確定的に決定することが望ましいところ、】の為に、国籍法第二条の『（出生による国籍の取得）』があるのかな？と思いました。 一方で「アイデンティティ」不明の解消と重国籍者を増やさない為、 【出生の届出をすべき父母等による国籍留保の意思表示をもって当該子に係る我が国との密接な結びつきの徴表(←徴表、辞書で「属性」とありました)とみることができ、】の国籍法第十二条、留保届の有無ですね。 保護者で責任者な親御さんの自発意思による届出。保護者としてお子さんへの在り方への意思表示でもありますね。 そして【その意思表示の方法や期間にも配慮がされ、】。 方法の配慮は、届出時の天災等事情の配慮や、👉 ☆戸籍法第五十二条↓ 『4 第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。』(e-Gov法令データより) 👉の事もあるのかな？ 上に書きましたが届出の出来る者(第一項又は第二項の規定)は、嫡出子は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母。です。 そして考える期間(通常は3か月)も含めた選択肢は、親御さんにありますもんね。 【また、国籍再取得の制度があるとして、立法目的との関連において不合理なものとはいえず、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものということとはでき	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

□ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	ないとした。】文の通りですね。 親御さんが留保の届出をしなかった場合、お子さんのアイデンティティが芽生えた際のケア？な要素を持つ再取得制度。 まんべんないケアと思いました。 国籍留保・喪失制度はお子さんの【法的地位の安定の観点】も守られ。 国の「アイデンティティ」確認&重国籍者増加防止も出来る。 国外重国籍出生者と国内重国籍出生者との区別を設ける事の合理性ですね。👉 「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティと社会との関わりを説明する概念。同一性、主体性、帰属意識などと訳される。哲学用語として用いられていたが、1960年代以降社会学、心理学で広く使われるようになった。」 「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティが、社会および文化とどのように相互に作用し合っているかを説明する概念。 訳語としては、自己同一性self identity, 自我同一性ego identity, 主体性, 自己確認, 帰属意識などがある。 哲学の分野で用いられることの多かったこのことばが社会学や心理学の分野でも広く使われるようになったのは、管理化の度合を高めていく1960年代、先進産業社会においてあらわれた反抗、とりわけ青年に見られた自己表出現象によってであった。」(コトバンクより) 👉 日弁連さんは、国籍と自己との密接な結び付きである「アイデンティティ」を訴える一方で、その結び付きの確認の性質を持った且つ重国籍者を増やさない為の生来的取得制限による合理的な「国籍留保・喪失制度」は廃止を訴えるのですね。 最高裁さんの明確なご判断による説明に対し、「しかし、現実には、諸般の事情により国籍留保の届出をすることができず、不本意ながら日本国籍を喪失してしまったことによって、苦しんでいる人々が多く存在している。このような現実に鑑み、」と明確なデータも示さずであいまいな表現を元に、「侵害するおそれ」や「違反するおそれ」と反論なさってましたね。 超矛盾と思いました。 以降は簡単に👉 ★「複数国籍の発生防止・解消を必要とする理由については、これまで法制度の抵触、外交保護権の問題、犯罪人の引渡し、参政権の問題、忠誠義務、公務就任権、兵役義務などが挙げられてきたが、これらの問題は国家間協定や国内法を整備することによって解決することが可能である」も。 👉 (連携した条文の無駄の無さ？と云い？)国と親御さん&お子さんとのお互いの意思がまんべんなく反映される合理的な留保・喪失制度を廃止してまで、「国家間協定や国内法を整備することによって解決」をする必要があるのですか？寧ろこれをやった事による問題		
□ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	点はありませんか？一切無いのですか？ 👉とか。 ★「なお、付言するに、我が国において、日本の国籍と外国の国籍とを持っている者について外交保護権が日本の国に対して行使されたことは報告されておらず、成人に達した以降、外交保護権と忠誠義務、特に兵役の義務が問題になったケースは過去にはないとされている」 「また、政府によると我が国では、1985年から2002年までの間に約40万人の者が複数国籍を取得したと推計されているが、政府は、それにより、何らかの弊害が発生したという事例を把握しておらず」 👉それってつまり1984年からの留保・喪失制度が生きて的上手く行っているからでは？とか。(尤も前半★はいつのデータか書いてないので判りませんが。) ★「国籍が個人と国家の間に種々の権利義務を生じさせるものであること*22からすれば、日本とのつながりが全く絶たれているような者が日本国籍を保有することは相当ではないとの考え自体には、合理性が認められるであろう*23。」 👉その為に、「アイデンティティ」の確認から始まる留保・喪失制度があると最高裁さんをご説明なさっていたのじゃ？ ★「国籍留保の意思表示をする期間は、出生の日から原則として3か月以内とされていることから、意思表示を行うのはあくまでも父母等であり、国籍を喪失することとなる子本人が意見を表明したり、手続に関与することはできない。」 👉国籍は「出生時」から発生しますよね。そして日本は重国籍を認めていませんよね。 そして生まれてからすぐ「アイデンティティ」の芽生えやその過程、そして確立がされる訳では無いですよね。 そして「アイデンティティ」は、成長過程での教育や人間関係等から芽生え、過程を経て、確立されるものですよね。 そしてその最初の教育を与える側で最初に築く人間関係は、親御さんじゃないでしょうか。 だからこそ、親御さんによる出生時の意思表示である留保届が必要なのでしょう。 そして成長と共に芽生え確立され始めた「アイデンティティ」を元に、お子さんがご自身で、本当に属すべき国籍を、保護者である親御さんから独立した大人と見なされ、選挙権が発生する年齢前後までに選択をするのでしょう。 「アイデンティティ」の芽生えや過程、確立を考慮もなさらないで「国籍留保・喪失制度の廃止」を仰るとか。果てしない不安に陥ります。 そして以上文章の前後文章も、また以降もこれまでと似た事を延々と仰っていますし、事後的喪失を根拠にしたお考えもある様ですし、「アイデンティティ」の矛盾、「アイデンティティ」の芽生えと過程、確立の箇所から受けた衝撃により、以上の自分考えでもう充		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

	作成者	コメント	コメント先	投稿日時
		分と思いましたので中途半端ですみませんが、これで終わりにします。 また重ねて云いますが、周知不足を問題視なさるのなら「国籍留保・喪失制度の廃止」を訴えるのでは無く、その為の努力をなされれば良いと思いますが。周知が徹底されれば良いって事ですもんね。 長くなりすみませんでした。 また間違えがありましたらお詫び致します。 いつもありがとうございます。(四季の移ろい)		
	四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.232.195	余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち こんにちは。 何度もすみません、最初の「生来的取得の制限」か「事後的に喪失」かをきちんとはっきり書きたいので、また後で再投稿します。もう使われないだろう予感200%ですが、大切なトコは自分で押さえて置きたくて。あと時間差が無い、の考えは合っているのか間違えているのか、どうしてもスタッフさんに読んで頂きたくて。.....ごめんなさい。 あと(送料ケチりで汗)第六次告発状と一緒にと思って取り寄せた知覧茶と茨城&東京弁護士会の決定書類コピー、後で大和会さん宛お送りしますね(コピー.....片面やら両面やらモノクロやカラーが入り混じってて超メンドっちくて放ったらかしてた汗)。 毎度ながら邪魔してばかりですみません。宜しく願い致します。(四季の移ろい)	1934 諸悪の根源日弁連① 投稿を表示 0 10	2017年10月12日 5:09 PM
	四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.232.195	(余命さん、初回投稿チェックご スパムチェック待ち 担当スタッフさん、スタッフのみなさん、再々投稿です。ごめんなさい泣。) 余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。続きです。宜しく願い致します。 ★「(2) 国籍を喪失させられない権利（憲法13条，世界人権宣言15条2項，子どもの権利条約8条1項） ア 国籍法12条の性質について 国籍留保・喪失制度を定める国籍法12条が，同法2条1号又は2号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき，国籍を喪失させられない権利を侵害するのではないかが問題となる。そこで，その前提として国籍法12条が生来的国籍取得を制限したものか，一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものかが問題となる。」 👉 ☆国籍法第二条↓ 『（出生による国籍の取得） 第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつ	1934 諸悪の根源日弁連① 投稿を表示 0 10	2017年10月11日 11:16 PM
	作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント たとき。 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。』(e-Gov法令データより) 👉1号2号の条文は、出生時に父or母の条件を満たせば日本国民とする条文ですね。そしてその効力の発生は出生の届出時からですね。→① それから。 ☆国籍法第十二条↓ 『第十二条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』(e-Gov法令データより) 👉条文の前半。 『出生により』→つまり出生が要因？原因？で、外国籍を取得した国外生まれの日本国民→つまり出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民。と読みました。 で、この効力が発生するのが、やはり出生の届出時からですよ。→② (外国籍側への出生届はその国ごとのやり方があると思いますが、日本への届出においては上記で良いと自分は捉えました。) 続いて戸籍法の定めである『国籍の留保の意思の表示』は、期限内に届出の出来る者(嫡出子出生は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母)が、出生の届出と同時に留保意思表示の届出をする、ですね。 条文の後半。 出生届と同時の留保届出で、その後の期限(22歳になる前)までにお子さんによる日本国籍or外国籍の選択(=重国籍の解消)が出来ます。届出をしなければ条文通り『その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』👉 ☆「さかのぼる(遡る)とは→①水の流れにさからって進む。上流へ進む。②過去や根源となる事柄にもどる。」(コトバンクより) 👉つまり根源となる事柄である『出生』時に戻って日本国籍を失う。 出生時に喪失して事ですね。こちらも出生の届出と同時に効力の発生となります。 また留保届出は、届出をする側の自発の意思表示によるものです。考える期間もありますし、選択肢は意思の有無は届出側である親御さんのものですね。→③ 👉以上、出生の届出で同時に効力発生となるのが👉 第二条①出生時に日本国民。 第十二条②出生時に国外生まれの多重国籍の日本国民。 第十二条③親御さんの同時届出で国籍の留保or親御さんが同時届出をせず、出生時にさかのぼって日本国籍を喪失。 👉出生の届出による効力の発生が同時ですし、何より	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント コメント先 投稿日時
作成者	コメント コメント先 投稿日時

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	☆児童の権利に関する条約第八条↓ 『第8条 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。』 (外務省ホームページより) 👉 こちらは1項ですね。 更に念の為。 余命さんに以前採用頂きました『1714 懲戒請求アラカルト25』記事の自分投稿で書きましたが。↓ ☆『衆院憲法調査委員会資料』にある「政府見解に基づく憲法優位の条約と条約優位の条約の区分」。 憲法が優位するものは→「通常の二国間の政治的・経済的な条約」。 条約が優位するものは→「外交官の治外法権のような確立された国際法規」「降伏文書や平和条約のような一国の安危にかかわるような問題。」 👉 でも(そもそもあてはまらないは別にしても)今回の「国籍を喪失させられない権利」の場合、優位性は余り関係無いのかな？ ★「この点に関して、2015年最高裁判決の一審である東京地判2012年3月23日（判時2173号28頁）は、国籍法12条は「出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う」と規定していること、1984年改正時における立案担当者の説明などを根拠に、国籍法12条は国籍の生来的取得を制限する規定であると解している。」 👉 上の解釈により自分もそう思いました。 ★「しかし、出生による国籍取得（国籍の生来的取得）については、国籍法2条に規定があるところ、同条によれば、出生地や外国籍の取得の有無にかかわらず、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」は出生により日本国籍を取得するものとされている（父母両系血統主義）。」 👉 上で書きましたが。 第二条①出生時に日本国民。 第十二条②出生時に国外生まれの多重国籍の日本国民。 だから出生時に日本国民で、且つ国外生まれの多重国籍の日本国民でもありますね。 そして多重国籍者を増やさない為に、 第十二条③親御さんの同時届出で国籍の留保or親御さんが同時届出をせず、出生時にさかのぼって日本国籍を喪失。 (そして出生時喪失のケア？な再取得制度もありますし。) これら法の意味する所はつながっていると思いましたので、国籍法第二条だけでの判断は良くないのでは？と思いました。		
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント ★「本条からすれば、出生地や出生の後の公的機関への意思表示の有無、その時期にかかわらず、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得すると解するのが自然である。したがって、日本国外で出生し、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得するものと解するのが合理的である。また、仮に国籍法 1 2 条が国籍の生来的取得を制限する規定であるとすれば、出生による国籍取得の例外として、生来的取得について定めた同法 2 条とともに規定されるべきと考えられるが、国籍法 1 2 条の国籍留保・喪失の規定は、他の国籍喪失制度について定めた国籍法 1 1 条及び 1 3 条の間に置かれ、国籍法の解説文献においても、同規定は、国籍の喪失を規定したものであると説明されている *8。」 👉 上にも書きましたが法はつながっていると思いましたので、やはり第二条だけで判断は良くないのでは？と思いました。 あと『（国籍の喪失）』にある第十一条と第十三条は、外国籍を持つ日本国民の重国籍解消の為の国籍喪失の条文ですね。 第十二条の合理的メイン目的は、帰属意思表示が無い国外の重国籍者を増やさない為の留保届出無しは出生時にさかのぼって喪失、と思いました。 だからこちらに入っているもおかしくないとも思いました。 それに「説明されている」の出典元には、「生来的取得を制限する規定」かどうか、更に云うなら「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものか」どうかにまで言及されていたのか。 上の文にはそこまで書いてない為、判りませんね。 ★「以上からすれば、本条は、父母等が国籍留保の届出をしなかった子について、出生の時に父又は母が日本国民であることによって一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。 イ 国籍を喪失させられない権利の保障について そこで、「国籍を喪失させられない権利」が憲法及び国際人権法上保障されるかを検討すると、世界人権宣言 1 5 条 2 項は、「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ・・・ることはない。」と規定し、また、子どもの権利条約 8 条 1 項は、「締約国は、児童が法律によって認められた国籍・・・について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。」と規定し、国籍を喪失させられない権利を明文上保障している。」 ★「日本の憲法には、これを直接保障する条項は存在しないが、国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており（例えば、自国に戻る権利を始めとして、参政権、公務就任権 *9、居住・移転の自由、労働権、社会保障受給権、教育を受ける権利など）、日本国籍を喪失した場合、これらの権利を失い、又は、相当程度の制約を受けることになり得ると	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント コメント先 投稿日時 いうように国籍が重要な権利の保障の前提となる法的地位であることに鑑みれば、国籍を喪失させられない権利は、憲法上、個々の人権の保障から要請されると同時に憲法 1 3 条の幸福追求権の一内容として保障されていると解することができる *10。」 前半★、今までの自分解釈から「以上からすれば、本条は(中略)一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。」とは解しませんでした。 だから「国籍を喪失させられない権利」にあたらないし、関連無いと思いました。 だから後半★の文章も、特に意味をなさないと思いました。.....どころか、寧ろ仰る事が矛盾していると思いました。 最高裁の合憲判断の際の【その上で、国籍法12条の性質は、生来的国籍取得を制限するものであるとの前提に立ち、】の説明には。(紛らわしいので最高裁さん文、今回は【】括弧。) 国外にいて属性となる日本への帰属意思が不明なままでは「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」が判りませんよね。 だからアイデンティティの最初の確認で【国外で出生して重国籍となるべき子に関して、必ずしも我が国との密接な結び付きがあるとはいえない場合があり得ることを踏まえ、実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、】の為の親御さんによる留保&しない場合の喪失と思いましたし。 更に、アイデンティティとの結び付きが不明なままの国籍取得は、選挙権含めた国民主権を悪用され、結果、国民の信託とそれをもって国民の代表による権力の行使との現在の相互関係が崩れる恐れがありますし、相互で成り立つ治安と秩序、未来の安寧秩序も失う恐れもあります。 また「現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており」の「基本的人権」は憲法の下、日本国民に保障されるものですね。 国が存在してこそその憲法が存在で国民の存在ですし、帰属を持つ国民が存在しての憲法が存在及び国の安定と存在です。切り離せないものですね。 人は一人では生きていないです。帰属する家族や仲間、そして帰属する国がある。先ず、そしていつもずっと守り守られるのは家族や仲間、国です。 だから未来含めた国と国民の安全の為、守る為の確認の制度の何が悪いのでしょうか。 国外において国への帰属意思、しかも出生時に多重国籍者の方々。 その保護者で、責任者である親御さん方への自発意思表示によるアイデンティティの確認の何が悪いのでしょうか。 アイデンティティの存在も不明なままの生来的取得により、憲法の保障による基本的人権の享有を言うのはアリなののでしょうか。 日本国憲法が保障する「基本的人権」も、国と憲法と
作成者	コメント コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	それを支える国民が存在する前提での保障ではないでしょうか。👉 ☆日本国憲法第十二条↓ 『第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。』(e-Gov法令データより) 👉『国民の不断の努力によつて、これを保持』『国民は、これを濫用してはならない』『常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。』の違反にもあたるかな？と思いました。 だから最高裁の【内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的としたものであり、立法目的には合理的な根拠があるとした。】の判断は、自分は納得しました。 また繰り返しになりますが。 【そして、日本国外で出生して重国籍となるべき子と、日本国内で出生して重国籍となるべき子との間に区別を設けることの合理性について、】の説明として。 先ず【生来的な国籍の取得の有無は子の法的地位の安定の観点からできる限り子の出生時に確定的に決定することが望ましいところ、】の為に、国籍法第二条による『（出生による国籍の取得）』がありますね。 一方でアイデンティティの不明の解消と重国籍を増やさない為に、 【出生の届出をすべき父母等による国籍留保の意思表示をもって当該子に係る我が国との密接な結びつきの徴表とみることができ、】の為の第十二条による留保喪失制度ですね。 保護者で責任者な親御さんの自発意思による届出、保護者としてお子さんへの在り方への意思表示でもありますね。 だからお子さんの【法的地位の安定の観点】も守られ。留保・喪失制度で国へのアイデンティティ確認&重国籍者増加の解消も出来る。 区別を設ける事の合理性ですね。 そして【その意思表示の方法や期間にも配慮がされ、】方法の配慮は、届出時の天災等の事情の配慮や、法のつながりによる👉 ☆戸籍法第五十二条↓ 『4 第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。』(e-Gov法令データより) 👉の事もあるのかな？ そして考える期間も含めた選択肢は、親御さんにありますもんね。 【また、国籍再取得の制度があるとして、立法目的との関連において不合理なものとはいえず、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものということとはできないとした。】文の通りですね。		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 親御さんが留保の届出をしなかった場合、お子さんのアイデンティティが芽生えた際のケア？な要素を持つ再取得制度もありますし。 まんべんないケアと思いました。 あと重ね重ね言いますが上の自分解釈により、「国籍を喪失させられない権利」にはあたらないと思いました。 あ、あと話は変わりますが意見書冒頭の方で「出生届と留保届は別の観念なのに、出生届用紙に出生の届けの署名押印欄とは別に、不動文字印刷で留保の署名押印欄がある的一枚」だからけしからのニュアンスの文章がありましたね。後から気付いたのですが、出生届時に一枚の書類で一目瞭然だから、同時届出の漏れも無さげだし、(在外公館さんの管理とか含めて？)合理的とは思いました。うーん...仰りたかったのは、生命誕生に係る厳かなシーンでの簡素な手続きは如何なものか？て事だったのかな？悩む。 ...すみません。とにかく属性となる国に「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」の意思表示は意見書を読み解くにつれ、益々大切と思いました。👉 「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティと社会との関わりを説明する概念。同一性、主体性、帰属意識などと訳される。哲学用語として用いられていたが、1960年代以降社会学、心理学で広く使われるようになった。」 「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティが、社会および文化とどのように相互に作用し合っているかを説明する概念。 訳語としては、自己同一性self identity, 自我同一性ego identity, 主体性、自己確認、帰属意識などがある。 哲学の分野で用いられることの多かったこのことばが社会学や心理学の分野でも広く使われるようになったのは、管理化の度合を高めていく1960年代、先進産業社会においてあらわれた反抗、とりわけ青年に見られた自己表出現象によってであった。」(コトバンクより) 👉日弁連さんは、国籍と自己との密接な結び付きである「アイデンティティ」を訴える一方で、その結び付きの確認の性質を持った且つ重国籍を増やさない為の生来的取得制限による合理的な「国籍留保・喪失制度」は廃止を訴えるのですね。 最高裁さんの明確なご判断による説明に対し、「しかし、現実には、諸般の事情により国籍留保の届出をすることができず、不本意ながら日本国籍を喪失してしまったことによって、苦しんでいる人々が多く存在している。このような現実に鑑み、」と明確なデータも示さずであいまいな表現を根拠に、「侵害するおそれ」や「違反するおそれ」と反論なさってましたよね。 超矛盾と思いました。	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	コメント 続きは出来次第投稿致します。すみません。(四季の移ろい)		
☐ 四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.232.195	コメント 余命さん、スタッフのみなさん、スパムチェック待ち すみません、最後の方の「基本的人権」箇所がわちゃわちゃなので直します。すみません泣汗。(四季の移ろい)	1934 諸悪の根源日弁連① 投稿を表示 0 10	2017年10月11日 7:45 PM
☐ 四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.232.195	コメント (余命さん、初回投稿チェックご スパムチェック待ち 担当のスタッフさん、スタッフのみなさん、再投稿です...またすみません。 最高裁さん引用箇所の、「以上は国と現在未来の国民にとって危険な事です。ね。」の「未来」を足しました。 あと「【出生の届出をすべき父母等による国籍留保の意思表示をもって当該子に係る我が国との密接な結びつきの徴表とみることができ、】の為の第十二条による留保喪失制度ですし。」の「第十二条」を足し直しました。 最後の「アイデンティティ」云々も少し直しました。それだけですすみません泣。 あ、先日自分ちょー隠れファンな慶子さんが自分の名前を入れて下さってましたね！すっげ嬉しかった～しかも余命さん同じ記事で自分投稿も採用下さってたし♡凄いテンションノノノでした♡ そして。そしてそしてそして。余命さん。どうしてもお願いがあります。どうしても現役キープお願い出来ませんか。どうか出来ませんか泣。どうかお願い致します泣。お願い致します泣。) 余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。続きです。宜しくお願い致します。 ★「(2) 国籍を喪失させられない権利（憲法 1 3 条, 世界人権宣言 1 5 条 2 項, 子どもの権利条約 8 条 1 項) ア 国籍法 1 2 条の性質について 国籍留保・喪失制度を定める国籍法 1 2 条が、同法 2 条 1 号又は 2 号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき、国籍を喪失させられない権利を侵害するのではないかが問題となる。そこで、その前提として国籍法 1 2 条が生来的国籍取得を制限したものか、一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものかが問題となる。」 👉 ☆国籍法第二条↓ 『（出生による国籍の取得） 第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。	1934 諸悪の根源日弁連① 投稿を表示 0 10	2017年10月11日 5:27 PM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。』(e-Gov法令データより) 👉 1号2号の条文は、出生時に父or母の条件を満たせば日本国民とする条文ですね。そしてその効力の発生は出生の届出時からですね。→① それから。 ☆国籍法第十二条↓ 『第十二条 出生により外国の国籍を取得した日本国民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』(e-Gov法令データより) 👉 条文の前半。 『出生により』→つまり出生が要因？原因？で、外国籍を取得した国外生まれの日本国民→つまり出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民。と読みました。 で、この効力が発生するのが、やはり出生の届出時からですね。→② (外国籍側への出生届はその国ごとのやり方があると思いますが、日本への届出においては上記で良いと自分は捉えました。) 続いて戸籍法の定めである『国籍の留保の意思の表示』は、期限内に届出の出来る者(嫡出子出生は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母)が、出生の届出と同時に留保意思表示の届出をする、ですね。 条文の後半。 出生届と同時の留保届出で、その後の期限(22歳になる前)までにお子さんによる日本国籍or外国籍の選択(=重国籍の解消)が出来ます。届出をしなければ条文通り『その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』👉 ☆「さかのぼる(遡る)とは→①水の流れにさからって進む。上流へ進む。②過去や根源となる事柄にもどる。」(コトバンクより) 👉 つまり根源である『出生』時に戻って日本国籍を失う。出生時に喪失して事ですね。こちらも出生の届出と同時に効力の発生となります。 また留保届出は、届出をする側の自発の意思表示によるものです。任意ですね。考える期間もありますし、選択肢や意思の有無は届出側である親御さんのものですね。→③ 👉 以上、出生の届出で同時に効力発生となるのが👉 第二条①出生時に日本国民。 第十二条②出生時に国外生まれの多重国籍の日本国民。 第十二条③親御さんの同時届出で国籍の留保or親御さんが同時届出をせず、出生時にさかのぼって日本国籍を喪失。 👉 出生の届出による効力の発生が同時ですし、何より大切なのが効力の発生先？及ぶ先？である①②③の	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

□ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	「出生時に」が同じですね。(自分で書いてて混乱する...) 全て出生時ですね。 ですから自分は出生時で同時の効力により「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるもの」では無いと思いました。 重国籍者を増やさない為、帰属意思表示が無い場合はさかのぼって出生時喪失による「その前提として国籍法12条が生来的国籍取得を制限したもの」だとも思いました。 だから「国籍法12条が、同法2条1号又は2号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき、」とは解しませんでした。 ☆☆☆ 以下念の為。 ☆日本国憲法第十三条↓ 『第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』(e-Gov法令データより) ☆世界人権宣言第十五条↓ 『第十五条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。』(外務省ホームページより) 👉 日弁連さんが仰るのは2項ですね。 因みに『世界人権宣言』には法的効力は無いそうです。👈 ☆『世界人権宣言は、各国政府が達成すべき共通の基準と考えられ、法的拘束力を持つものではありませんが、さまざまな国連の活動において、この宣言の中の文言が引用されることが少なくなく、また、国際人権規約をはじめ国連が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中でも再確認され、引用され、言及されています。』(外務省ホームページの世界人権宣言コーナー？にあった『「世界人権宣言と国際人権規約」世界人権宣言60周年にあたって』のはじめの文です。) ☆「世界人権宣言とは→1948年12月10日、国際連合第3回総会で採択された宣言。前文と本文30カ条から成る。法のもとの平等、身体の安全、思想・良心・宗教の自由、表現の自由、集会・結社の自由、生存権などが、全国家、人民の「達成すべき共通の基準」であることがうたわれている。もっともこの宣言は、条約とは異なり加盟国に対し法的拘束力をもたない点で限界がある。この点、66年に国連第21回総会で採択され、76年に発効した国際人権規約は、加盟国に対し法的拘束力をもつもので、その具体的な展開が注目されている。」(コトバンクより) ☆児童の権利に関する条約第八条↓ 『第8条』		
□ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。』(外務省ホームページより)

👉 こちらは1項ですね。

更に念の為。

余命さんに以前採用頂きました『1714 懲戒請求アラカルト25』記事の自分投稿で書きましたが。↓

☆『衆院憲法調査委員会資料』にある「政府見解に基づく憲法優位の条約と条約優位の条約の区分」。

憲法が優位するものは→「通常の二国間の政治的・経済的な条約」。

条約が優位するものは→「外交官の治外法権のような確立された国際法規」「降伏文書や平和条約のような一国の安危にかかわるような問題。」

👉 でも(そもそもあてはまらないは別にしても)今回の「国籍を喪失させられない権利」の場合、優位性は余り関係無いのかな？

★「この点に関して、2015年最高裁判決の一審である東京地判2012年3月23日（判時2173号28頁）は、国籍法12条は「出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う」と規定していること、1984年改正時における立案担当者の説明などを根拠に、国籍法12条は国籍の生来的取得を制限する規定であると解している。」

👉 上の解釈により自分もそう思いました。

★「しかし、出生による国籍取得（国籍の生来的取得）については、国籍法2条に規定があるところ、同条によれば、出生地や外国籍の取得の有無にかかわらず、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」は出生により日本国籍を取得するものとされている（父母両系血統主義）。」

👉 上で書きましたが。

第二条①出生時に日本国民。

第十二条②出生時に国外生まれの多重国籍の日本国民。

だから出生時に日本国民で、国外生まれの多重国籍の日本国民でもありますね。

そして多重国籍者を抑え増やさない為に、

第十二条③親御さんの同時届出で国籍の留保or親御さんが同時届出をせず、出生時にさかのぼって日本国籍を喪失。

(そしてそのケア？な再取得制度もありますし。)

これら法の意味する所はつながっていると思いましたので、国籍法第二条だけでの判断は良くないのでは？と思いました。

★「本条からすれば、出生地や出生の後の公的機関への意思表示の有無、その時期にかかわらず、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得すると

作成者	コメント 解するのが自然である。したがって、日本国外で出生し、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得するものと解するのが合理的である。また、仮に国籍法 1 2 条が国籍の生来的取得を制限する規定であるとすれば、出生による国籍取得の例外として、生来的取得について定めた同法 2 条とともに規定されるべきと考えられるが、国籍法 1 2 条の国籍留保・喪失の規定は、他の国籍喪失制度について定めた国籍法 1 1 条及び 1 3 条の間に置かれ、国籍法の解説文献においても、同規定は、国籍の喪失を規定したものであると説明されている *8。」 上にも書きましたが法はつながっていると思いましたので、やはり第二条だけで判断は良くないのでは？と思いました。 あと『（国籍の喪失）』にある第十一条と第十三条は、外国籍を持つ日本国民の重国籍解消の為の国籍喪失の条文ですね。 第十二条の合理的メイン目的は、帰属意思表示が無い国外の重国籍者を増やさない為の留保届出無しは出生時にさかのぼって喪失、と思いました。だからこちらに入っているもおかしくないとも思いました。 それに「説明されている」にある出典元には、「生来的取得を制限する規定」かどうか、更に云うなら「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものか」どうかにまで言及されていたのか。上の文にはそこまで書いてないので判りませんね。 ★「以上からすれば、本条は、父母等が国籍留保の届出をしなかった子について、出生の時に父又は母が日本国民であることによって一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。 イ 国籍を喪失させられない権利の保障について そこで、「国籍を喪失させられない権利」が憲法及び国際人権法上保障されるかを検討すると、世界人権宣言 1 5 条 2 項は、「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ・・・ることはない。」と規定し、また、子どもの権利条約 8 条 1 項は、「締約国は、児童が法律によって認められた国籍・・・について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。」と規定し、国籍を喪失させられない権利を明文上保障している。」 ★「日本の憲法には、これを直接保障する条項は存在しないが、国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており（例えば、自国に戻る権利を始めとして、参政権、公務就任権 *9、居住・移転の自由、労働権、社会保障受給権、教育を受ける権利など）、日本国籍を喪失した場合、これらの権利を失い、又は、相当程度の制約を受けることになり得るというように国籍が重要な権利の保障の前提となる法的地位であることに鑑みれば、国籍を喪失させられない権利は、憲法上、個々の人権の保障から要請されると	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	同時に憲法 1 3 条の幸福追求権の一内容として保障されていると解することができる *10。」 👉前半★、今までの自分解釈から「以上からすれば、本条は(中略)一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。」とは解しませんでした。 だから「国籍を喪失させられない権利」にあたらないし、関連が無いと思いました。 だから後半★の文章も、特に意味をなさないと思いました。.....どころか、寧ろ仰る事が矛盾していますよ。👈 最高裁の合憲判断の際の【その上で、国籍法 1 2 条の性質は、生来的国籍取得を制限するものであるとの前提に立ち、】の説明には。(紛らわしいので最高裁さん文、今回は【】括弧。) 国外にいて属性となる日本への帰属意思が不明なままでは「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」が判りませんよね。 だからその最初の確認で【国外で出生して重国籍となるべき子に関して、必ずしも我が国との密接な結び付きがあるとはいえない場合があり得ることを踏まえ、実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、】の為の留保意思表示&しない場合の喪失と思いましたし。 更に。 「現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており」の「基本的人権」は、現在の日本国憲法が主権を持つ日本国民に保障するものですね。『弁護士法』第一条にもあります。 日本の国外で帰属意思も不明なまま、日本国籍取得の自動的つまり生来的取得は、選挙権含めた国民主権を悪用される懸念が可能性があると思います。 国と国民の相互で成り立つ現在の安寧秩序、更に未来の安寧秩序の安定も失う恐れもあります。 たとえばですが、取得した重国籍の内の外国籍がやがて敵国となった場合の懸念もあります。以上は国と現在未来の国民にとって危険な事です。 だから最高裁の【内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的としたものであり、立法目的には合理的な根拠があるとした。】との判断と納得しました。 更に更に。 【そして、日本国外で出生して重国籍となるべき子と、日本国内で出生して重国籍となるべき子との間に区別を設けることの合理性について、】の説明として。 先ず【生来的な国籍の取得の有無は子の法的地位の安定の観点からできる限り子の出生時に確定的に決定することが望ましいところ、】の為に、国籍法第二条による『（出生による国籍の取得）』がありますね。 一方で帰属意思の不明の解消と重国籍を増やさない為に、 【出生の届出をすべき父母等による国籍留保の意思表		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 示をもって当該子に係る我が国との密接な結びつきの徴表とみることができ、】の為の第十二条による留保喪失制度ですし。お子さんの保護者で責任者である親御さんの意思表示による帰属意思、及び保護者としてお子さんへの在り方への意思表示ですね。 【その意思表示の方法や期間にも配慮がされ、】方法の配慮は、届出時の天災等の事情の配慮や、法のつながりによる↓ ☆戸籍法第五十二条の 『4 第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。』(e-Gov法令データより) ↑の事もあるのかな？そして考える期間も含めた選択肢は、親御さんにありますもんね。 【また、国籍再取得の制度があるとして、立法目的との関連において不合理なものとはいえず、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものということとはできないとした。】文の通りですね。 親御さんが留保の届出をしなかった場合、お子さんのアイデンティティが芽生えた際のケア？な要素を持つ再取得もありますし。 最初の方にも書きましたが、まんべんないケアがあると思いました。 国も最初の帰属意思を確認出来るし、親御さんやお子さん側の選択肢もあるし。 ...またごちゃごちゃ書きましたが、とにかく属性となる国への帰属意思表示は即ち、「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」の意思表示とも思いますが。👉 「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティと社会との関わりを説明する概念。同一性、主体性、帰属意識などと訳される。哲学用語として用いられていたが、1960年代以降社会学、心理学で広く使われるようになった。」 「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティが、社会および文化とどのように相互に作用し合っているかを説明する概念。 訳語としては、自己同一性self identity, 自我同一性ego identity, 主体性、自己確認、帰属意識などがある。 哲学の分野で用いられることの多かったこのことばが社会学や心理学の分野でも広く使われるようになったのは、管理化の度合を高めていく1960年代、先進産業社会においてあらわれた反抗、とりわけ青年に見られた自己表出現象によってであった。」(コトバンクより) 👉日弁連さんは、国籍と自己との密接な結び付きである「アイデンティティ」を訴える一方で、その結び付きの確認の性質を持った且つ重国籍を増やさない為の生来的取得制限による合理的な「国籍留保・喪失制度」は廃止を訴えるのですね。 最高裁さんの明確なご判断による説明に対し、「しかし、現実には、諸般の事情により国籍留保の届出をす	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
☐ 四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.232.195	コメント ることができず、不本意ながら日本国籍を喪失してしまったことによって、苦しんでいる人々が多く存在している。このような現実に鑑み、」と明確な各国のデータも示さず、あいまいな表現を根拠に「侵害するおそれ」とか「違反するおそれ」と反論なさってますよね。 超矛盾と思いますが。 続きは出来次第投稿致します。すみません。(四季の移ろい)	1934 諸悪の根源日弁連① 投稿を表示 0 10	2017年10月11日 4:35 PM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

(余命さん、初回投稿チェックご スпамチェック待ち
担当のスタッフさん、スタッフのみなさん、こんにち
は。まじやばいです泣。また取捨選択が出来なく成っ
て来たのかな泣。同じ事延々と書いてる気が...頭ぐる
ぐるしてる～。ごめんなさい泣。しかも何でもいつも認
証文字が食べ物ばかりなのw 「ゆとうふ」とか「みそ
にく」とかw ダイエット不発の嫌味かいw 泣くw)

余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。続きで
す。宜しく願い致します。

★「(2) 国籍を喪失させられない権利（憲法13条、
世界人権宣言15条2項、子どもの権利条約8条1
項）

ア 国籍法12条の性質について
国籍留保・喪失制度を定める国籍法12条が、同法2
条1号又は2号によって確定的に取得した国籍を事後
的に喪失させる規定であると解したとき、国籍を喪失
させられない権利を侵害するのではないかが問題とな
る。そこで、その前提として国籍法12条が生来的国
籍取得を制限したものか、一旦取得した国籍を事後的
に喪失させるものかが問題となる。」

👉 ☆国籍法第二条↓
『（出生による国籍の取得）
第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。
一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつ
たとき。
三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れ
ないとき、又は国籍を有しないとき。』（e-Gov法令デ
ータより）
👉 1号2号の条文は、出生時に父or母の条件を満たせば
日本国民とする条文ですね。そしてその効力の発生は
出生の届出時からですね。→①

それから。
☆国籍法第十二条↓
『第十二条 出生により外国の国籍を取得した日本国
民で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和二十二年法
律第二百二十四号）の定めるところにより日本の国籍
を留保する意思表示しなければ、その出生の時にさ
かのぼって日本の国籍を失う。』（e-Gov法令データよ
り）

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	👉 条文の前半。 『出生により』→つまり出生が要因？原因？で、外国籍を取得した国外生まれの日本国民→つまり出生時に多重国籍となった国外生まれの日本国民。と読みました。 で、この効力が発生するのが、やはり出生の届出時からですよ。→② (外国籍側への出生届はその国ごとのやり方があると思いますが、日本への届出においては上記で良いと自分は捉えました。) 続いて戸籍法の定めである『国籍の留保の意思の表示』は、期限内に届出の出来る者(嫡出子出生は父or母。出生前に離婚の場合は母。嫡出でない子は母)が、出生の届出と同時に留保意思表示の届出をする、ですね。 条文の後半。 出生届と同時の留保届出で、その後の期限(22歳になる前)までにお子さんによる日本国籍or外国籍の選択(=重国籍の解消)が出来ます。届出をしなければ条文通り『その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。』👉 ☆「さかのぼる(遡る)とは→①水の流れにさからって進む。上流へ進む。②過去や根源となる事柄にもどる。」(コトバンクより) 👉つまり根源である『出生』時に戻って日本国籍を失う。出生時に喪失して事ですね。こちらも出生の届出と同時に効力の発生となります。 また留保届出は、届出をする側の自発の意思表示によるものです。任意ですね。考える期間もありますし、選択肢や意思の有無は届出側である親御さんのものです。→③ 👉以上、出生の届出で同時に効力発生となるのが👉 第二条①出生時に日本国民。 第十二条②出生時に国外生まれの多重国籍の日本国民。 第十二条③親御さんの同時届出で国籍の留保or親御さんが同時届出をせず、出生時にさかのぼって日本国籍を喪失。 👉出生の届出による効力の発生が同時ですし、何より大切なのが効力の発生先？及ぶ先？である①②③の「出生時に」が同じですね。(自分で書いてて混乱する...) 全て出生時ですね。 ですから自分は出生時に同時の効力により「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるもの」では無いと思いました。 重国籍者を増やさない為、帰属意思表示が無い場合はさかのぼって出生時喪失による「その前提として国籍法12条が生来的国籍取得を制限したもの」だと思いました。 だから「国籍法12条が、同法2条1号又は2号によって確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる規定であると解したとき、」とは解しませんでした。 ☆☆☆		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 以下念の為。 ☆日本国憲法第十三条↓ 『第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』(e-Gov法令データより) ☆世界人権宣言第十五条↓ 『第十五条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。』(外務省ホームページより) 👉 日弁連さんが仰るのは2項ですね。 因みに『世界人権宣言』には法的効力は無いそうです。👈 ☆『世界人権宣言は、各国政府が達成すべき共通の基準と考えられ、法的拘束力を持つもの ではありませんが、さまざまな国連の活動において、この宣言の中の文言が引用されることが少なくなく、また、国際人権規約をはじめ国連が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中でも再確認され、引用され、言及されています。』(外務省ホームページの世界人権宣言コーナー？にあった『「世界人権宣言と国際人権規約」世界人権宣言60周年にあたって』のはじめの文です。) ☆「世界人権宣言とは→1948年 12月 10日、国際連合第3回総会で採択された宣言。前文と本文 30カ条から成る。法のもとの平等、身体 の安全、思想・良心・宗教の自由、表現の自由、集会・結社の自由、生存権などが、全国家、人民の「達成すべき共通の基準」であることがうたわれている。もっともこの宣言は、条約とは異なり加盟国に対し法的拘束力をもたない点で限界がある。この点、66年に国連第 21回総会で採択され、76年に発効した国際人権規約は、加盟国に対し法的拘束力をもつもので、その具体的な展開が注目されている。」(コトバンクより) ☆児童の権利に関する条約第八条↓ 『第8条』 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。』(外務省ホームページより) 👉 こちらは1項ですね。 更に念の為。 余命さんに以前採用頂きました『1714 懲戒請求アラカルト25』記事の自分投稿で書きましたが。↓ ☆『衆院憲法調査委員会資料』にある「政府見解に基づく憲法優位の条約と条約優位の条約の区分」。憲法が優位するものは→「通常の二国間の政治的・経	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

済的な条約」。

条約が優位するものは→「外交官の治外法権のような確立された国際法規」「降伏文書や平和条約のような一国の安危にかかわるような問題。」

でも(そもそもあてはまらないは別にしても)今回の「国籍を喪失させられない権利」の場合、優位性は余り関係無いのかな？

★「この点に関して、2015年最高裁判決の一審である東京地判2012年3月23日（判時2173号28頁）は、国籍法12条は「出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う」と規定していること、1984年改正時における立案担当者の説明などを根拠に、国籍法12条は国籍の生来的取得を制限する規定であると解している。」

上の解釈により自分もそう思いました。

★「しかし、出生による国籍取得（国籍の生来的取得）については、国籍法2条に規定があるところ、同条によれば、出生地や外国籍の取得の有無にかかわらず、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」は出生により日本国籍を取得するものとされている（父母両系血統主義）。」

上で書きましたが。

第二条①出生時に日本国民。

第十二条②出生時に国外生まれの多重国籍の日本国民。

だから出生時に日本国民で、国外生まれの多重国籍の日本国民でもありますね。

そして多重国籍者を抑え増やさない為に、

第十二条③親御さんの同時届出で国籍の留保or親御さんが同時届出をせず、出生時にさかのぼって日本国籍を喪失。

(そしてそのケア？な再取得制度もありますし。)

これら法の意味する所はつながっていると思いましたので、国籍法第二条だけの判断は良くないのでは？と思いました。

★「本条からすれば、出生地や出生の後の公的機関への意思表示の有無、その時期にかかわらず、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得すると解するのが自然である。したがって、日本国外で出生し、出生時に父又は母が日本国民であれば、日本国籍を取得するものと解するのが合理的である。また、仮に国籍法12条が国籍の生来的取得を制限する規定であるとすれば、出生による国籍取得の例外として、生来的取得について定めた同法2条とともに規定されるべきと考えられるが、国籍法12条の国籍留保・喪失の規定は、他の国籍喪失制度について定めた国籍法11条及び13条の間に置かれ、国籍法の解説文献においても、同規定は、国籍の喪失を規定したものであると説明されている*8。」

上にも書きましたが法はつながっていると思いましたので、やはり第二条だけで判断は良くないのでは？と思いました。

あと『（国籍の喪失）』にある第十一条と第十三条は、外国籍を持つ日本国民の重国籍解消の為に国籍喪

失の条文ですね。

第十二条の合理的メイン目的は、帰属意思表示が無い国外の重国籍者を増やさない為の留保届出無しは出生時にさかのぼって喪失、と思いました。だからこちらに入っているもおかしくないとも思いました。

それに「説明されている」にある出典元には、「生来的取得を制限する規定」かどうか、更に云うなら「一旦取得した国籍を事後的に喪失させるものか」どうかにまで言及されていたのか。上の文にはそこまで書いてないので判りませんね。

★「以上からすれば、本条は、父母等が国籍留保の届出をしなかった子について、出生の時に父又は母が日本国民であることによって一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。

イ 国籍を喪失させられない権利の保障について

そこで、「国籍を喪失させられない権利」が憲法及び国際人権法上保障されるかを検討すると、世界人権宣言 15 条 2 項は、「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ・・・ることはない。」と規定し、また、子どもの権利条約 8 条 1 項は、「締約国は、児童が法律によって認められた国籍・・・について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。」と規定し、国籍を喪失させられない権利を明文上保障している。」

★「日本の憲法には、これを直接保障する条項は存在しないが、国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており（例えば、自国に戻る権利を始めとして、参政権、公務就任権 *9、居住・移転の自由、労働権、社会保障受給権、教育を受ける権利など）、日本国籍を喪失した場合、これらの権利を失い、又は、相当程度の制約を受けることになり得るといように国籍が重要な権利の保障の前提となる法的地位であることに鑑みれば、国籍を喪失させられない権利は、憲法上、個々の人権の保障から要請されると同時に憲法 13 条の幸福追求権の一内容として保障されていると解することができる *10。」

👉前半★、今までの自分解釈から「以上からすれば、本条は(中略)一旦確定的に取得した国籍を事後的に喪失させる制度であると解するのが自然である。」とは解しませんでした。

だから「国籍を喪失させられない権利」にあたらなし、関連が無いと思いました。

だから後半★の文章も、特に意味をなさないと思いました。.....どころか、寧ろ仰る事が矛盾していますよ。👉

最高裁の合憲判断の際の【その上で、国籍法 12 条の性質は、生来的国籍取得を制限するものであるとの前提に立ち、】の説明には。(紛らわしいので最高裁さん文、今回は【】括弧。)

国外にいて属性となる日本への帰属意思が不明なままでは「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びつ

いていること、」が判りませんよね。

だからその最初の確認で【国外で出生して重国籍となるべき子に関して、必ずしも我が国との密接な結び付きがあるとはいえない場合があり得ることを踏まえ、実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止するとともに、】の為の留保意思表示&しない場合の喪失と思いましたし。

更に。

「現在の国際社会及び日本における実務において日本国籍の保持が様々な基本的人権の享有に結びつけられており」の「基本的人権」は、現在の日本国憲法が主権を持つ日本国民に保障するものですね。『弁護士法』第一条にもあります。

日本の国外で帰属意思も不明なまま、日本国籍取得の自動的つまり生来的取得は、選挙権含めた国民主権を悪用される懸念が可能性があると思います。

国と国民の相互で成り立つ現在の安寧秩序、更に未来の安寧秩序の安定も失う恐れもあります。

たとえばですが、取得した重国籍の内の外国籍がやがて敵国となった場合の懸念もあります。以上は国と現在の国民にとって危険な事です。

だから最高裁の【内国秩序等の観点からの弊害が指摘されている重国籍の発生をできる限り回避することを目的としたものであり、立法目的には合理的な根拠があるとした。】との判断と納得しました。

更に更に。

【そして、日本国外で出生して重国籍となるべき子と、日本国内で出生して重国籍となるべき子との間に区別を設けることの合理性について、】の説明として。

先ず【生来的な国籍の取得の有無は子の法的地位の安定の観点からできる限り子の出生時に確定的に決定することが望ましいところ、】の為に、国籍法第二条による『（出生による国籍の取得）』がありますね。

一方で帰属意思の不明の解消と重国籍を増やさない為に、

【出生の届出をすべき父母等による国籍留保の意思表示をもって当該子に係る我が国との密接な結びつきの徴表とみることができ、】の為の留保喪失制度がありますし。お子さんの保護者で責任者である親御さんの意思表示による帰属意思、及び保護者としてお子さんへの在り方への意思表示ですね。

【その意思表示の方法や期間にも配慮がされ、】方法の配慮は、届出時の天災等の事情の配慮や、法のつながりによる↓

☆戸籍法第五十二条の

『4 第一項又は第二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も、届出をすることができる。』（e-Gov法令データより）

↑の事もあるのかな？そして考える期間も含めた選択肢は、親御さんにありますもんね。

【また、国籍再取得の制度があるとして、立法目的との関連において不合理なものとはいえず、立法府の合理的な裁量判断の範囲を超えるものということとはでき

	作成者	コメント	コメント先	投稿日時
		ないとした。】文の通りですね。 親御さんが留保の届出をしなかった場合、お子さんのアイデンティティが芽生えた際のケア？な要素を持つ再取得もありますし。 最初の方にも書きましたが、まんべんないケアがあると思いました。 国も最初の帰属意思を確認出来るし、親御さんやお子さん側の選択肢もあるし。 ...またごちゃごちゃ書きましたが、とにかく属性となる国への帰属意思表示は即ち、「国籍が自己のアイデンティティと密接に結びついていること、」の意思表示とも思いますが。👉 「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティと社会との関わりを説明する概念。同一性、主体性、帰属意識などと訳される。哲学用語として用いられていたが、1960年代以降社会学、心理学で広く使われるようになった。」 「アイデンティティとは→自我によって統合されたパーソナリティが、社会および文化とどのように相互に作用し合っているかを説明する概念。 訳語としては、自己同一性self identity, 自我同一性ego identity, 主体性、自己確認、帰属意識などがある。 哲学の分野で用いられることの多かったこのことばが社会学や心理学の分野でも広く使われるようになったのは、管理化の度合を高めていく1960年代、先進産業社会においてあらわれた反抗、とりわけ青年に見られた自己表出現象によってであった。」(コトバンクより) 👉日弁連さんは「アイデンティティ」を訴える一方で、その確認の性質を持った且つ重国籍を増やさない為の生来的取得制限による合理的な「国籍留保・喪失制度」は廃止を訴えるのですね。 最高裁さんの明確なご判断による説明に対し、 「しかし、現実には、諸般の事情により国籍留保の届出をすることができず、不本意ながら日本国籍を喪失してしまったことによって、苦しんでいる人々が多く存在している。このような現実に鑑み、」 と明確な各国のデータも示さず、あいまいな表現を根拠に「侵害するおそれ」とか「違反するおそれ」と反論なさってましたよね。 超矛盾と思いますが。 続きは出来次第投稿致します。すみません。(四季の移ろい)		

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
がん患者 17 が承認 yomei3nengannikki@gmail.com 124.86.210.2	国籍に関しまして、四季の移ろい スパムチェック待ち さんのおっしゃる通りです。どんなクラブにもメンバーシップにはルールがあります。ルールを変えるにはかなり多数のメンバーの、クラブによってはメンバー全員の同意が必要です。また、物事には良い面と悪い面があるため、良い面だけの主張は問題ですし、主張の理由そのものが不明確であったり、根拠が曖昧であったりしては門前払いされるのが普通です。悪意を持った集団が弁護士団体のリーダーシップを乗っ取り、弁護士団体の名を借りて主張しているとは思えない内容です。悪意を持った集団は、日本共産党ないしは朝鮮人団体、あるいはその両方と推量します。	1946 余命女性軍団アラカルト⑦ 投稿を表示 0 2	2017年10月10日 9:20 PM
四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.7.139	(余命さん、初回投稿チェック スパムチェック待ち 担当のスタッフさん、スタッフのみなさん、すみません...また使われない&そもそもこんな間隔空けて再投稿もへったくれも無い再投稿です。何かまだ色々と頭に心に引っ掛かるのだよな〜と、やたらもやっていたのがだいぶんすっきりしました。...いつもこんなのかかりですみません。しかし涼しくなったせいか年なのか、この所寝落ちが酷くて。あ〜あ泣&呆。) 余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。 『1914 2017/09/24余命の論客③』記事にてAZさんが仰ってました、 『弁護士法の何処を探しても「対象弁護士に請求者の情報を与える」などとは書いておりませんね。日弁連や弁護士会の方針なり考えて当該弁護士に伝えているという事になりますが、個人情報保護方針はどうなっているのでしょうか。』 のお話の元となる「悪魔の提唱者」さんツイート、余命さんのご発言を切り取り、懲戒請求と結び付けた嘘捏造を根拠にした内容の↓ 「懲戒請求者の名が該当弁護士に通知されると知らせなかったため、」 ↑箇所についてです。 自分も確認しましたが、AZさんの仰る通り弁護士法には「対象弁護士に請求者の情報を与える」旨の事項は見つけられませんでした。 となるとあとは各弁護士会さんの会則や会規や規則による所となりますが...前回の自分投稿で、愛知県弁護士会さん、群馬弁護士会さん、そして(今回の事の発端で大元でもある、ツイッターにて懲戒請求を個人で問題化なさり脅迫の文言を使用なさった弁護士さん、同じくツイッターで「虚偽告訴罪での告訴の対象なので、懲戒請求者の氏名・住所を秘匿する合理性がありません。」と仰る弁護士さん所属の)東京弁護士会さんの会則や会規等の全資料がいくら検索してもネット上に一切見当たらないと書きましたが。 やっぱり日弁連さんのしか出て来ないのですよね。	1915 2017/9/24女性軍団アラカルト② 投稿を表示 0 4	2017年9月30日 6:40 AM
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	尤も東京弁護士会さんへの懲戒請求事由にも勿論『二重の確信的犯罪行為』がありますから、日弁連さんの会則や会規等も適用されると思いますので、とりあえず日弁連さんサイトの「日本弁護士連合会会則」と会規「綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程」から、必要&該当と思われる箇所を記載します。👉 ★「日本弁護士連合会会則」より。↓ 「(名称) 第一条 本会は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。)の規定するところにより、日本弁護士連合会と称する。」 ↓ 「(会規及び規則) 第六条 本会は、この会則を実施し、その他法令に基づいて必要な措置を行うため、会規又は規則を定める。 2 会規は総会の決議により、規則は理事会の決議により定め、又は変更するものとする。 3 本会は、会則、会規又は規則を定め、又は変更したときは、本会のウェブサイトに掲載して公示する。」 ↓ 「(会則を守る義務等) 第二十九条 弁護士は、所属弁護士会及び本会の会則、会規及び規則を守らなければならない。」 ↓ 「(会員に対する通知) 第八条 弁護士及び弁護士法人である会員に対する通知は、法律又はこの会則に別段の定めがある場合を除いては、その所属弁護士会(複数の弁護士会に所属する弁護士法人にあつては、主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会)に宛ててその旨を通知することをもって足りる。」 ↓ 「(会規への委任) 第七十三条 この章に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は、会規で定める。」(四季注・この章→「第八章 懲戒」) 👉 日弁連さんの会則を実施する為定められた会規や規則に従う旨と、通知の規定の条文です。 そして「第八章 懲戒」の各条文含め、日弁連さん会則では「懲戒請求者の名が該当弁護士に通知されると知らせなかったため、」に関する条文は見つけられませんでした。 ★続いて「綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程」より。↓ 「(調査員) 第七条 調査員は、連合会の事務総長の推薦に基づき、連合会の会長が任命する。 2 調査員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。 3 調査員は、次に掲げる事務を行う。 一 事案の調査 二 懲戒の手続に関する調査研究 三 前二号に掲げるもののほか、綱紀委員会が必要と		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	認めた事項」 ↓ 「(書記) 第八条 連合会の事務総長は、事務局の職員の中から、綱紀委員会の書記を指名する。 2 書記は、委員長の命を受けて、審査又は調査に関する文書の作成、送達その他の事務をつかさどる。」 ↓ 「(文書の送達) 第十三条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱いの書留郵便によって行う。 2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他前項の規定によることができないときは、公示の方法によってすることができる。 3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過した時に、その文書の送達があったものとみなす。」 ↓ 「(弁護士に対する文書の送達等) 第十四条 対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。 2 前項の場合を除き、対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。」 👉つまり日弁連さん会則の元制定された「綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程」によると。 調査員さんが行った事務、「事案の調査＆懲戒の手続に関する調査研究＆それ以外でも綱紀委員会が必要と認めた事項」を元に、書記の方がその調査＆綱紀委員会の審査に関する「文書」の作成と送達等を行う。 そして対象弁護士さんへの送達。送達先住所は上記の通りですね。 で、この調査＆審査の「文書」に、懲戒請求書やそれを元にした懲戒請求者の個人情報の書類(があるとしたら)が含まれるかはやはり明記が無かったので、日弁連さんの会則や会規に関しては、「悪魔の提唱者」さんが仰る「懲戒請求者の名が該当弁護士に通知されると知らせなかったため、」の論拠に成り得るとは云えないと思いました。 (あ、あと「規則」も該当しそうな箇所は読みましたが、関係する条文は特にありませんでした。) オマケ。👉 「綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程」より。↓ 「(秘密の保持) 第九条 委員、予備委員、調査員、鑑定人及び連合会の職員は綱紀委員会の審査及び調査に関し、職務上知		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」 ★それから日弁連さん以外の弁護士会さんの会則や会規等が確認出来ないに関してですが。 以下『弁護士法』より(全てe-Gov法令データから引用)。↓ 『（会則） 第三十三条 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。 2 弁護士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 名称及び事務所の所在地 二 会長、副会長その他会の機関の選任、構成及び職務権限に関する規定 三 入会及び退会に関する規定 四 資格審査会に関する規定 五 会議に関する規定 六 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しの請求の進達並びに第十三条の規定による登録取消しの請求に関する規定 七 弁護士道德その他会員の綱紀保持に関する規定 八 懲戒並びに懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定 九 無資力者のためにする法律扶助に関する規定 十 官公署その他に対する弁護士の推薦に関する規定 十一 司法修習生の修習に関する規定 十二 会員の職務に関する紛議の調停に関する規定 十三 建議及び答申に関する規定 十四 営利業務の届出及び営利業務従事弁護士名簿に関する規定 十五 会費に関する規定 十六 会計及び資産に関する規定 3 前項に掲げる事項を変更するときは、日本弁護士連合会の承認を受けなければならない。』 👉 日弁連さん承認の元、会則を定める旨の条文ですね。 ↓ 『（懲戒事由及び懲戒権者） 第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。』 👉 懲戒を受けるに相当する事由があったと思料する条件？ 必要事項？ の一つとして『会則に違反し、』が書かれています。 そして。↓ 『（懲戒の請求、調査及び審査） 第五十八条 何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。』 👉 余命さんブログで何度も読みました第五十八条第1項。	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 『何人も、』懲戒の事由があると思料するときは懲戒を求める事が出来ると云う事ですね。 ですから懲戒を求める『何人も、』が『会則に違反し、』を確認出来る様に上記三弁護士会さんを始め、会則や会規等の全資料を公開なさっていない弁護士会さんは、やはりネット上にてきちんと一般公開なさるべきでは？と思いました。 更に。👉 ★「日本弁護士連合会会則」より。↓ 「(会規及び規則) 第六条 本会は、この会則を実施し、その他法令に基づいて必要な措置を行うため、会規又は規則を定める。 2 会規は総会の決議により、規則は理事会の決議により定め、又は変更するものとする。 3 本会は、会則、会規又は規則を定め、又は変更したときは、本会のウェブサイトに掲載して公示する。」 👉こちらは上にも書きましたが、日弁連さん会則には、ウェブサイト到会則等を掲載するとの条文がありますね。各弁護士会さん会則等にも同じ様な条文はあるかな？ ↓ 「(情報の提供) 第二十九条の三 本会及び弁護士会は、弁護士の使命及び業務の内容を国民に対し広く知らせるとともに、国民が弁護士を活用するため、弁護士の報酬その他の情報の提供に努めなければならない。」 👉「本会及び弁護士会は、」とあります。各弁護士会さんも国民への「情報の提供」に努める為の条文です。 「弁護士の使命及び業務の内容」には各弁護士会さんの会則等も入るかと思います。 そして『何人も、』が『会則に違反し、』の確認も「情報の提供」に該当するかと思います。 ↓ 「(会則を守る義務等) 第二十九条 弁護士は、所属弁護士会及び本会の会則、会規及び規則を守らなければならない。」 👉だそうです。 更に。↓ 「(非違不正の是正) 第十一条 弁護士は、常に法令が適正に運用されているかどうかを注意し、いやしくも非違不正を発見したときは、その是正に努めなければならない。」 👉法令が正しく運用される為の、弁護士さんの努力についての条文ですね。 弁護士法にある『何人も、』が『会則に違反し、』も確認出来る様お願いします。 それから、各弁護士会さんが日弁連さん監督の元にある旨の条文を引用します。↓ 「(目的) 第三条 本会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務に鑑み、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」 ↓ 「(総会決議等の報告) 第三十一条 弁護士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を本会に報告するほか、その会則に基づき会規及び規則を定め、若しくは変更し、又は官公署に建議し、若しくはその諮問に答申したときは、速やかに、これを本会に報告しなければならない。」 「(弁護士会連合会への準用) 第三十二条 前条の規定は、法第四十四条の規定により設ける弁護士会連合会について準用する。」 あと『弁護士法』からも。↓ 『第四十五条 全国の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。 2 日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。 3 日本弁護士連合会は、法人とする。』 👉以上を確認し思ったのは。 会則や会規等をウェブサイト上で一般公開なさっていない弁護士会さんの努力不足は、各弁護士会さんの怠慢だけで無く、日弁連さんの監督不行き届きでもあるのでは？と思いました。 『何人も、』が『会則に違反し、』の確認には、弁護士道德と云った弁護士さんの倫理に関わるものもあるかと思います。 上記に引用した『弁護士法』にも、会則に必要な事項の一つに『七 弁護士道德その他会員の綱紀保持に関する規定』とありました。 日弁連さん会則にも「第二章 弁護士道德」の各条文がありました。 民間人とは云え法に司法に携わる弁護士さんです、その弁護士さんの道德は、国民が弁護士さんの業務を測るにあたって尤も重要視する事項の一つだと思います。 その弁護士道德を含めた会則等をウェブサイトで一般公開しない行為自体、弁護士さんの道德や倫理にも悖る行為？と思いました、言い過ぎでしょうか。 ★それから『1834 懲戒請求アラカルト44』記事にて余命さんがお出しに成った問題、日本再生大和会さん宛て愛知県弁護士会さんの「ご通知」ですが。 なんだかこねこねした判りづらい文章でしたが... 後半は、対象弁護士さん宛てに懲戒請求書5通を用意。対象が複数人の場合は、その5通プラス人数が増えた分だけ更に用意する、て事です。 今回は計6名だから、ご本人の5通プラス他5名に渡す分1通ずつの計10通。と読みました。 ただ「ご通知」文章の、 「しかしながら、愛知県弁護士会綱紀委員会及び懲戒請求手続きに関する規程第18条において「弁護士法第58条第1項の規定による懲戒の請求は、懲戒請求書正	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	本1通および副本4通を本会に提出してしなければならない。」と定めておりますので、」 の規定には、他の対象弁護士さん用にも1通用意するとは書いていないですね。 それと「懲戒請求書ならびに資料、証拠書類等は対象弁護士1名につき各5通ご提出必要がございます。」箇所の内、「ならびに資料、証拠書類等」に関しても上の規定には無いです。 あと最後の「各懲戒請求者にその旨お取り次ぎ下さい。」は、余命さんも仰ってましたが懲戒請求者は個々での参加です。組織傘下の弁護士さん方とは違います。と思いました。何だか組織対組織の構図で捉えてみたいで。変なの。 それから余命さんがこちら記事で『また、愛知県弁護士会綱紀委員会及び懲戒請求手続きに関する規程第18条がH Pのどこにもない。』と仰ってました様に、自分も(色んなワードを組み合わせてつつ相当な時間を掛けて)検索しましたが、結局見つける事が出来ませんでした。 以上ごちゃごちゃ書きましたが、自分的には先ず「弁護士法第58条第1項の規定による懲戒の請求」を元に作成されたと思われる「愛知県弁護士会綱紀委員会及び懲戒請求手続きに関する規程第18条」を含めた会則全てが、愛知県弁護士会さんのウェブサイトに掲載されていない事、つまり「ご通知」内容を構成する根本の、会則等が確認出来ない事に問題があるのでは？と思いました。 上に書きました通り、弁護士道徳を含めた会則等をウェブサイトで一般公開しない行為自体、弁護士さんの道徳や倫理にも悖る行為？と思いました。言い過ぎでしょうか。と云う所でしょうか。 以上が余命さんがお出しになられた問題の、自分の答えです。あんま自信無いですけど泣。 なんとなくのオマケです。👉 「日本弁護士連合会会則」より。↓ 「(懲戒の公表等) 第六十八条の二 本会は、弁護士及び弁護士法人の懲戒に関する処分又は裁判の主文、理由その他会規で定める事項を公表することができる。 2 本会は、法第六十条第二項の規定により懲戒の手續に付した場合その他の会規で定める場合であつて、本会又は弁護士及び弁護士法人に対する国民の信頼を確保するため特に必要があるときは、本会の懲戒に関する処分前であっても、事案の概要その他の会規で定める事項を公表することができる。 3 本会は、弁護士又は弁護士法人が受けた懲戒の処分に関する履歴を開示することができる。 4 前三項に規定するもののほか、公表及び開示に関する事項は、会規で定める。」 ★あと前回の自分投稿で書きました「また入会にあたって宣誓をなさるかは判りませんが、その為の了承？承諾？書類の手續きをお取りになっているかと思いたすがいかがでしょうか。」に関してですが。		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	『弁護士法』より。↓ 『（会員） 第四十七条 弁護士、弁護士法人及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。』 ↓ 「日本弁護士連合会会則」より。↓ 「(会員) 第四条 本会は、弁護士、弁護士法人及び弁護士会をもって組織する。」 ↓ 「(入会及び退会) 第五条 弁護士、弁護士法人及び弁護士会は、当然、本会の会員となり、特に入会の手続を執ることを要しない。 2 弁護士が弁護士名簿の登録を取り消されたとき、弁護士法人が清算終了の登記をしたとき(ただし、第六十二条第五項の規定により存続するものとみなすときは、懲戒の手続が終了したとき。)、若しくは破産手続の廃止若しくは終結の決定が確定したとき、又は弁護士会が解散したときは、当然、本会の会員たる地位を失うものとし、特に退会の手続を執ることを要しない。」 👉『当然』『当然』繋がりでなのかはよく判りませんが、日弁連さん入会や退会にあたって宣誓どころか、ご本人の了承？承諾？的手続きも特に無いのですね。同じく「日本弁護士連合会会則」の「第三章 弁護士名簿」にも、「登録」の手順等の取り決めがあるだけでした。 加入動機が任意であれ強制であれ、組織の一員となれる事実には変わりないですし、民間人とは云え法に司法に携わる弁護士さん及び弁護士会組織の一員さん足る意識をきちんと持って頂く為にも、そう云った宣誓なり了承？承諾？なりの手続きがあった方が良いのじゃ？と思いました。 ★最後に各条文ですが、一通り目を通して自分的に必要と考えた条文を記載しました。が、もし解釈間違えや引用不足等がありましたらお詫びします。 また長くなり申し訳ございませんでした。いつもありがとうございます。(四季の移ろい)		
☐ 四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.237.19	(余命さん、初回投稿チェックご スパムチェック待ち 担当スタッフさん、スタッフのみなさん、再投稿です。 文章最後の、個人的な愚痴を省きました。...すみません...) 余命さん、スタッフのみなさん、こんにちは。結局またすみません泣。 『1914 2017/09/24余命の論客③』記事にてAZさんが仰ってました、 『弁護士法の何処を探しても「対象弁護士に請求者の	1915 2017/9/24女性 軍団アラカルト② 投稿を表示 0 4	2017年9月26 日 9:42 AM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント 2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他前項の規定によることができないときは、公示の方法によってすることができる。 3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過した時に、その文書の送達があったものとみなす。」 ↓ 「(弁護士に対する文書の送達等) 第十四条 対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。 2 前項の場合を除き、対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。」 以下は念の為。↓ 「(弁護士法人に対する文書の送達等) 第十五条 対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対する文書の送達は、主たる法律事務所又は綱紀委員会に届け出られた従たる法律事務所若しくは社員の住所に宛ててする。 2 対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対し前項の規定による文書の送達ができないときは、綱紀委員会に届け出られた従たる法律事務所以外の従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててすることができる。 3 前二項の場合を除き、対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、主たる法律事務所、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててする。」 「(準用) 第十五条の二 第十四条の規定は外国法事務弁護士に対する文書の送達及び送付並びに通知について、前条の規定は外国法事務弁護士法人に対する文書の送達及び送付並びに通知について、それぞれ準用する。この場合において、前条中「法律事務所」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。」 👉 以上です。 つまり調査員さんが行った事務、「事案の調査&懲戒の手續に関する調査研究&それ以外でも綱紀委員会が必要と認めた事項」を元に、書記の方がその調査&綱紀委員会の審査に関する「文書」の作成と送達等を行う。 そして対象弁護士さんへの送達。送達先住所は上記の通りですね。	コメント先	投稿日時
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント で、この調査＆審査の「文書」に、懲戒請求書やそれを元にした懲戒請求者の個人情報の書類(があるとしたら)が含まれるかは明記が無かったので、結局判りません。 だから結果として日弁連さんの会規に関しては、「悪魔の提唱者」さんが仰る「懲戒請求者の名が該当弁護士に通知されると知らせなかったため、」の論拠になるかどうかは、(ここまでずらずら書いていて何ですが)自分には判断出来ませんでした。 (尤も上記日弁連さんの「綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程」、自分の読み漏れがありましたらお詫びしますけど。) オマケ↓ 「(秘密の保持) 第九条 委員、予備委員、調査員、鑑定人及び連合会の職員は綱紀委員会の審査及び調査に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」 ★それから弁護士会さんの会則や会規等が確認出来ないに関してですが。以下弁護士法『第八章 懲戒』より。 『(懲戒事由及び懲戒権者) 第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。』(e-Gov法令データより) とあります。 懲戒を受けるに相当する事由があったと思料する条件？必要事項？の一つとして『会則に違反し、』が書かれています。 そして。 『(懲戒の請求、調査及び審査) 第五十八条 何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。』(e-Gov法令データより) 👉余命さんブログで何度も読みました第五十八条第1項。 『何人も、』懲戒の事由があると思料するときは懲戒を求める事が出来ると云う事ですね。 ですから懲戒を求める『何人も、』が『会則に違反し、』を確認出来る様に、上記三弁護士会さん始め会則や会規等の全資料を公開なさっていない弁護士会さんは、ネット含めてきちんと一般公開なさるべきでは？と思いました。 長くなり申し訳ございませんでした。いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

	作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d- wolfsblood- greenhell@docomo. ne.jp 1.75.237.19	余命さん、スタッフのみなさん、 また書くの忘れましたすみません... スパムチェック待ち 昨日9/26着で「親展」封書にて来ました、調査開始通知書by兵庫県弁護士会さん。ウチはこれで単位弁護士会さんはコンプリート！です。9/11受付&書類日付けは9/22付けです。 内容は今までの弁護士会さん内容とさして変わりありません。しかし話題？の在日会長さん、実際通知書でそのお名前を見ると...血の気が引くと云いますか...背筋が凍ると云いますか...なんか凄く恐怖を感じます、そして侵略された感が半端無いです...。 ...そしてもう要らないかもですが...でも念の為モノクロコピー、お送りしますね。今は激務ピークかと思いますが...すみません...。 そして...余命さんのご体調が凄く心配です、最新の信濃太郎さん記事アップのお時間、昨日の朝の五時を見て余計に心配でたまりません、どうかどうか、スタッフさんみなさん、宜しく願い申し上げます、大丈夫でしょうか、余命さん大丈夫ですよ、お身体休まれていますか、大丈夫でしょうか、きちんと横になって休まれるお時間取ってますか大丈夫ですよ。(四季の移ろい)	1915 2017/9/24女性 軍団アラカルト② 投稿を表示 0 4	2017年9月26 日 7:55 AM
	四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d- wolfsblood- greenhell@docomo. ne.jp 1.75.237.19	余命さん、スタッフのみなさん、 こんにちは。結局またすみません泣。 スパムチェック待ち 『1914 2017/09/24余命の論客③』記事にてAZさんが仰ってました、 『弁護士法の何処を探しても「対象弁護士に請求者の情報を与える」などとは書いておりませんね。日弁連や弁護士会の方針なり考えで当該弁護士に伝えているという事になりますが、個人情報保護方針はどうなっているのでしょうか。』 のお話の元となる「悪魔の提唱者」さんツイート、余命さんのご発言を切り取り、懲戒請求と結び付けた捏造を根拠にした内容の↓ 「懲戒請求者の名が該当弁護士に通知されると知らせなかったため、」 ↑箇所についてです。 自分も確認しましたが、AZさんの仰る通り弁護士法には「対象弁護士に請求者の情報を与える」旨の事項は見つけられませんでした。 となるとあとは各弁護士会さんの会則や会規による所となりますが...前回の自分投稿で、愛知県弁護士会さん、群馬弁護士会さん、そして(今回の事の発端で大元でもある、ツイッターにて懲戒請求を個人で問題化なさり脅迫の文言を使用なさった弁護士さん、同じく	1915 2017/9/24女性 軍団アラカルト② 投稿を表示 0 4	2017年9月26 日 6:32 AM
	作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント ツイッターで「虚偽告訴罪での告訴の対象なので、懲戒請求者の氏名・住所を秘匿する合理性がありません。」と仰る弁護士さん所属の)東京弁護士会さんの会則や会規等の全資料がいくら検索してもネット上に一切見当たらないと書きましたが。 やっぱり日弁連さんのしか出て来ないのですね。 尤も東京弁護士会さんへの懲戒請求事由にも勿論『二重の確信的犯罪行為』がありますから、日弁連さんの会規も適用されるかと思いますので、とりあえず日弁連さんサイトの「綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程」から、該当と思われる箇所を記載します。👉 「第一章 通則(第一条から第十八条)」より。↓ 「(調査員) 第七条 調査員は、連合会の事務総長の推薦に基づき、連合会の会長が任命する。 2 調査員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。 3 調査員は、次に掲げる事務を行う。 一 事案の調査 二 懲戒の手続に関する調査研究 三 前二号に掲げるもののほか、綱紀委員会が必要と認めた事項」 ↓ 「(書記) 第八条 連合会の事務総長は、事務局の職員の中から、綱紀委員会の書記を指名する。 2 書記は、委員長の命を受けて、審査又は調査に関する文書の作成、送達その他の事務をつかさどる。」 ↓ 「(文書の送達) 第十三条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱いの書留郵便によって行う。 2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他前項の規定によることができないときは、公示の方法によってすることができる。 3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過した時に、その文書の送達があったものとみなす。」 ↓ 「(弁護士に対する文書の送達等) 第十四条 対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。 2 前項の場合を除き、対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所	コメント先 投稿日時
作成者	コメント	コメント先 投稿日時

作成者	コメント 若しくは住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。」 以下は念の為。↓ 「(弁護士法人に対する文書の送達等) 第十五条 対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対する文書の送達は、主たる法律事務所又は綱紀委員会に届け出られた従たる法律事務所若しくは社員の住所に宛ててする。 2 対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対し前項の規定による文書の送達ができないときは、綱紀委員会に届け出られた従たる法律事務所以外の従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててすることができる。 3 前二項の場合を除き、対象弁護士法人及びその他の弁護士法人に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、主たる法律事務所、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててする。」 「(準用) 第十五条の二 第十四条の規定は外国法事務弁護士に対する文書の送達及び送付並びに通知について、前条の規定は外国法事務弁護士法人に対する文書の送達及び送付並びに通知について、それぞれ準用する。この場合において、前条中「法律事務所」とあるのは「事務所」と読み替えるものとする。」 👉 以上です。 つまり調査員さんが行った事務、「事案の調査&懲戒の手續に関する調査研究&それ以外でも綱紀委員会が必要と認めた事項」を元に、書記の方がその調査&綱紀委員会の審査に関する「文書」の作成と送達等を行う。 そして対象弁護士さんへの送達。送達先住所は上記の通りですね。 で、この調査&審査の「文書」に、懲戒請求書やそれを元にした懲戒請求者の個人情報の書類(があるとしたら)が含まれるかは明記が無かったので、結局判りません。 だから結果として日弁連さんの会規に関しては、「悪魔の提唱者」さんが仰る「懲戒請求者の名が該当弁護士に通知されると知らせなかったため、」の論拠になるかどうかは、(ここまでずらずら書いては何ですか)自分には判断出来ませんでした。 (尤も上記日弁連さんの「綱紀委員会及び綱紀手續に関する規程」、自分の読み漏れがありましたらお詫びしますけど。) オマケ↓ 「(秘密の保持) 第九条 委員、予備委員、調査員、鑑定人及び連合会の職員は綱紀委員会の審査及び調査に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」	コメント先 投稿日時
作成者	コメント コメント先 投稿日時	

☐	作成者	コメント	コメント先	投稿日時
		★それから弁護士会さんの会則や会規等が確認出来ないに関してですが。以下弁護士法『第八章 懲戒』より。👉 『（懲戒事由及び懲戒権者） 第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。』(e-Gov法令データより) とあります。 懲戒を受けるに相当する事由があったと思料する条件？必要事項？の一つとして『会則に違反し、』が書かれています。 そして。 『（懲戒の請求、調査及び審査） 第五十八条 何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。』(e-Gov法令データより) 👉 余命さんブログで何度も読みました第五十八条第1項。 『何人も、』懲戒の事由があると思料するときは懲戒を求める事が出来ると云う事ですね。 ですから懲戒を求める『何人も、』『会則に違反し、』が確認出来る様に、会則や会規等の全資料はやはりネット含めて一般公開なさるべきでは？と思いました。 尤も自分は上記の愛知県弁護士会さん、群馬弁護士会さん、東京弁護士会さんしか会則系の有無を調べてませんが。すみません泣。(個人的な話ですみませんがスマホオンリーの自分、今月はもうスマホ通信量かなりオーバー的金欠だし〜ウケるし泣くし〜wなので来月なら...ごめんなさい...) 長くなり申し訳ございませんでした。いつもありがとうございます。 (四季の移ろい)		

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
☐ 四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 1.75.243.160	余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち 何度もすみません。 7/15の土曜に一件、A4封筒で通知が届きました。 7/14付け埼玉弁護士会 です。 これで自分ちは日弁連と関弁連を除くと兵庫だけです。 しかし埼玉弁護士会さん、藁半紙じゃ無いけどペラッペラの超安っちい、しかも多分(絶対)コピー用じゃない用紙にプリントしてますね。インクの乗りがとても薄いし、箇所ごとの濃淡がバラバラだし、そもそも紙にきちんと染みていないし。兎に角印字がなんかおかしいです。 なんかもう...経費節約と嫌がらせを兼ねているのかなんなのか知らないけれども...マナーはモラルは一体どこへ？です。それ言ったら埼玉弁護士会さんだけじゃ無いですが。 あ、風鈴がまだ一つ届いていないのでそれが来次第、兵庫弁護士会さんが来ていなくてもコピーお送りしますね。 いつもありがとうございます。(四季の移ろい)	1716 2017/7/5 アラカルト 投稿を表示 0 10	2017年7月19日 1:39 AM
☐ 四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.167.7	余命さん、スタッフのみなさん、 スパムチェック待ち こんにちほ。 昨日7/15にまた一件通知が来ていました。 7/12付け愛知県弁護士会 です。 わざわざ「懲戒請求に関する注意事項」を別途一枚付けての、本文も含めて上から目線のお知らせでした。しかもなんか懲戒請求者に対し「貴方」「貴方」「あなた」「あなた」て何度も連呼です。 後は埼玉と兵庫の二件待ちです。 しかしホント感じが悪い上目線な所ばかりですね。口調が酷い。 それに大切なお知らせを出してる筈なのに、第二東京弁護士会の藁半紙でしかも紙質超悪いとか(藁半紙系は他にも二、三件いましたがこんな紙質悪く無かった)、第一東京弁護士会の「懲戒の請求(懲戒手続き)について」の説明に下線や蛍光マーカ-的色付けをわざわざ付けつつ通知に添付とか、神奈川県弁護士会の代表を決めろ云々とか、京都弁護士会のカラーコピー朱印とか、岐阜県弁護士会の高校無償化でなかったら教える的懲戒回避？狙い紛い？とか、千葉県弁護士会の懲戒請求者の名前の無駄使いとか。あとどこでしたっけ...勝手に期限決めて返事寄越せな消費期限ならぬ賞味期限な勝手な所。忘れました。 東京地検さんの返戻(返送)理由書には(自分的)誠意を見出す箇所があったけれども、各弁護士会さんは皆無的一切無いですね(...と云いつつ読む気なくて殆どきちんと読んでいないですが)。	1716 2017/7/5 アラカルト 投稿を表示 0 10	2017年7月15日 4:29 AM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	あ、それから最新記事「1742 2017/07/14アラカルト」のこつるさんご投稿の二記事を読んでまた思う所がありましたので、来週月火辺り投稿させていただきます(土日は花火大会...すみません...ごめんなさい...). 何時ぞやの川崎デモ資料と同じ事しか書けませんが、弁護士法の第一条にある「基本的人権」、弁護士の本田正男さんとやらはどうお考えなのか聞きたい所ですね。あ、それから...結局また余計な事です...先日日本再生大和会さんに南部風鈴を各事務所さん分として三つお送りしたのですが、その内の一つ、お花のりんどうの風鈴が余り鳴りが良くない仕立て? 設定? 紐の付け方? でしたのでどうしてもお伝えしたく。これだけ自分も持っていなかったのと一緒に購入したのですが、付属の短冊が小さい(しかもくくる紐が付いて無かった...)のと、外身(本体)の内側でっぺんにある、留め金の役割な小さいリングが邪魔してか、思う様に舌(ぜつ)が風で動かなくて、余り鳴りません。だから自分は紐をバラして(別の紐で)付け直しました。短冊も普通のサイズに変えて。したらとても良く鳴る様に。 ですので...なんかとても申し訳ないのですが...もし宜しかったらそのリングを外して付け直してみてもはどうでしょうか...と思いました...。お忙しいのにお手間をお掛けする余計なモノを送り付けてすみません...。 あ、舌は一番幅広な横長な箇所が真横から見て少し出ている見えている位がちょうど良いです。でも調節して確認しつつ。...でもなんかすみません...。 短冊ですが、自分手作り(と云っても和紙切ってパンチで穴開けただけ)短冊をお送りします。もし宜しければそれまでは要らないハガキにパンチとかで穴開けて短冊代わりになさるのもオススメ? です。鳴りがけっこー違いますから。あとつばめ風鈴の短冊も安っぽいので、その分もお送りしますね。あと付け直し用の新しい紐も。 あ、あとまた南部風鈴を各事務所さん分に更に二つずつ、頼みました...だって風鈴て一個でも素敵ですけど、音の違う二つ三つをぶら下げた方がまた違った趣で、耳に心に響くから...。だからその日のみなさんのご気分によって単品なり連奏重奏なりと。 それに音が一つだと、劇的に疲れている時なんかには却ってその単調さにイライラしたり、もあるのですよね。所がこれがあら不思議、二つ三つの違う金属音が重なると、逆に? 疲れた頭に心に心地良かったりほぐしてくれたりしつつ。でもなんかまた趣味の押し付けですすみません...。 あ、追加二種の内、一種は先日お送りした笠タイプです。でも既に笠デザインな事務所さんにはまた別のデザインです。で、更に三事務所さん共通デザインで一つ。 ...お遊びじゃないって怒られるかなとも思いましたが...でもこんな疲労回復も時には良いかなって...すみません。届きましたらコピーと一緒にお送りしますね。でももしかしたら送料ケチって、残りの弁護士会さん全てが来てからに成るかもです。		
作成者	コメント	コメント先	投稿日時

☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時
	お手数をおかけ致します。 いつもありがとうございます。(四季の移ろい)		
☐  四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.167.7	余命さんスタッフのみなさん、ま たまたすみません...。 >梅雨が開けるまであと少しです。開けたら× >梅雨が明けるまであと少しです。明けたら○ もう余計な事を書いての投稿は致しません。いつもい つもすみませんでした...。(四季の移ろい)	1716 2017/7/5 アラカルト 投稿を表示 0 10	2017年7月14 日 12:37 AM
☐  四季の移ろい 0 が承認 earth.a.d-wolfsblood-greenhell@docomo.ne.jp 49.98.167.7	余命さん、スタッフのみなさん、 こんにちは。 先日は私事な投稿で大変失礼致しました。本日また一 件、弁護士会から通知が来ていました。 ・7/11付け和歌山弁護士会 です。 本日夕方間に合いましたので、今まで来ていた分のモ ノクロコピーをレターパックライトにて明日着でお送 りしました。 自分ちはこれで18件来ました。後は愛知、埼玉、兵庫 待ちです。 また来ましたらご連絡差し上げますね。 梅雨が開けるまであと少しです。開けたらこの湿度の 高さも少しは和らぐかな。 どうかこまめな水分補給(でも短時間に取りすぎると 水腹に成り胃が疲れます、あと冷たいのばかりは内臓 を冷やします、時々熱い緑茶オススメ)、そしてごは んでの夏バテ予防をお願い致します。 成るべくたくさんの種類の夏野菜メイン&取れる限り の野菜あれこれ、しょっ中お魚(お魚全般良し)、時々 お肉(豚肉がベスト、でも鶏も牛もOK)やうなぎ、時々 果物、塩分に注意しつつたまには梅干し、あと味噌や 醤油やお酢や納豆やヨーグルト数種類(二本以上！)や チーズ他乳製品や(特に夏野菜の)お漬物他、発酵食品 諸々はしょっ中。 それから睡眠不足はモロですし、クーラーばかりもダ メです。 水分もごはんも、そして夏とのお付き合いも楽しくバ ランス良く☆でどうか宜しくお願い申し上げます。 いつもありがとうございます。(四季の移ろい)	1716 2017/7/5 アラカルト 投稿を表示 0 10	2017年7月14 日 12:07 AM
☐ 作成者	コメント	コメント先	投稿日時

